

遊漁規則の認可について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 1 項の規定により、次のとおり遊漁規則を認可したので、同条第 7 項の規定により次のとおり公示します。

1 内共第1号(笛内川)

項目	内容																								
漁業権者の名 称及び住所	新深浦町漁業協同組合 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形 406-1																								
認可年月日	令和5年9月1日																								
漁業権の免許番号	内共第1号																								
遊漁に ついて の 制 限 事 項	<p>漁具漁法の制限 竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。 まき餌を使用してはならない。</p> <p>遊漁期間 次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から翌年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>禁止区域及び期間 次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道101号線笛内橋上流端から河口までの区域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>大池第1発電所笛内取水ダム上端から上流の本支流域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から翌年3月31日まで	やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで	区域	期間	国道101号線笛内橋上流端から河口までの区域	1月1日から12月31日まで	大池第1発電所笛内取水ダム上端から上流の本支流域	1月1日から12月31日まで	魚種	全長	やまめ、いわな	15センチメートル								
魚種	遊漁期間																								
あゆ	7月1日から翌年3月31日まで																								
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで																								
区域	期間																								
国道101号線笛内橋上流端から河口までの区域	1月1日から12月31日まで																								
大池第1発電所笛内取水ダム上端から上流の本支流域	1月1日から12月31日まで																								
魚種	全長																								
やまめ、いわな	15センチメートル																								
遊漁料 の額及 び納付 方法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな</td> <td>竿釣</td> <td>1日</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1年</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、200円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1) 新深浦町漁業協同組合岩崎支所(深浦町岩崎字玉坂370-1) (2) 堀嘉商店(深浦町岩崎字松原64-5)</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、やまめ、いわな	竿釣	1日	800円			1年	6,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																						
あゆ、やまめ、いわな	竿釣	1日	800円																						
		1年	6,000円																						
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																						
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																						
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																						
遊漁承認証に関する事項	<p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p>																								
遊漁に際し守るべき事項	<p>1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 産卵場として組合が指示する区域内における川底をかくはんしてはならない。 5 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p>																								
漁場監視員に関する	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。																								

事項	2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日	令和5年9月1日

2 内共第2号(吾妻川)

項目	内容																								
漁業権者の名 称及び住所	名称 深浦漁業協同組合 住所 西津軽郡深浦町大字深浦字浜町364-2																								
認可年月日	令和5年9月1日																								
漁業権の免許番号	内共第2号																								
遊 漁 に つ い て の 制 限 事 項	<p>漁具漁法の制限 竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。</p> <p>遊漁期間 次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>1月1日から3月31日まで、 7月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>禁止区域及び期間 次の表のア欄に掲げる魚種について、イ欄に掲げる区域内においてはウ欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア魚種</th> <th>イ区域</th> <th>ウ期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、 やまめ、 いわな</td> <td>吾妻川河口から東股沢合流点(二又)にいたる間の吾妻川 本流の区域及び東股沢合流点(二又)から吾妻川第1号堰 堤にいたる間の東股沢の本支流の区域</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ</td> <td>吾妻川のうち、次に掲げる基点アと基点イを結ぶ線から上 流の南股沢砂防えん堤の下流端に至る間の南股沢の本支流 の水面 基点ア 西津軽郡深浦町大字深浦字南股二番三地内に保護 水面の管理者が建設した標柱の位置 基点イ 西津軽郡深浦町大字深浦字南股一番一地先南股沢 左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>10センチメートル</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁期間	あゆ	1月1日から3月31日まで、 7月1日から12月31日まで	やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで	ア魚種	イ区域	ウ期間	あゆ、 やまめ、 いわな	吾妻川河口から東股沢合流点(二又)にいたる間の吾妻川 本流の区域及び東股沢合流点(二又)から吾妻川第1号堰 堤にいたる間の東股沢の本支流の区域	1月1日から 12月31日まで	やまめ	吾妻川のうち、次に掲げる基点アと基点イを結ぶ線から上 流の南股沢砂防えん堤の下流端に至る間の南股沢の本支流 の水面 基点ア 西津軽郡深浦町大字深浦字南股二番三地内に保護 水面の管理者が建設した標柱の位置 基点イ 西津軽郡深浦町大字深浦字南股一番一地先南股沢 左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	1月1日から 12月31日まで	魚種	全長	あゆ	10センチメートル	やまめ、いわな	15センチメートル			
魚種	遊漁期間																								
あゆ	1月1日から3月31日まで、 7月1日から12月31日まで																								
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで																								
ア魚種	イ区域	ウ期間																							
あゆ、 やまめ、 いわな	吾妻川河口から東股沢合流点(二又)にいたる間の吾妻川 本流の区域及び東股沢合流点(二又)から吾妻川第1号堰 堤にいたる間の東股沢の本支流の区域	1月1日から 12月31日まで																							
やまめ	吾妻川のうち、次に掲げる基点アと基点イを結ぶ線から上 流の南股沢砂防えん堤の下流端に至る間の南股沢の本支流 の水面 基点ア 西津軽郡深浦町大字深浦字南股二番三地内に保護 水面の管理者が建設した標柱の位置 基点イ 西津軽郡深浦町大字深浦字南股一番一地先南股沢 左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	1月1日から 12月31日まで																							
魚種	全長																								
あゆ	10センチメートル																								
やまめ、いわな	15センチメートル																								
遊漁料 の額及 び納付 方法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな</td> <td>竿釣</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1年</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、50円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承 認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (菖蒲のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます (菖蒲のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 深浦漁業協同組合事務所(西津軽郡深浦町大字深浦字浜町364番地2)</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、やまめ、いわな	竿釣	1日	400円			1年	2,000円	遊漁承 認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (菖蒲のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます (菖蒲のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																						
あゆ、やまめ、いわな	竿釣	1日	400円																						
		1年	2,000円																						
遊漁承 認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																						
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (菖蒲のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																						
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます (菖蒲のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																						
遊漁承認証に関する 事項	1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。																								

遊漁に際し守るべき事項	<p>3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p> <p>1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>4 産卵場として組合が指示する区域内における川底をかくはんしてはならない。</p> <p>5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。</p> <p>6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p>
漁場監視員に関する事項	<p>1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に際し必要な指示を行なうことができる。</p> <p>2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日	令和5年9月1日

3 内共第3号(追良瀬川)

項目	内容														
漁業権者の名 称及び住所	追良瀬内水面漁業協同組合 西津軽郡深浦町大字追良瀬字広野120														
認可年月日	令和5年9月1日														
漁業権の免許番号	内共第3号														
遊漁に ついて の 制 限 事 項	<p>1 竿釣以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法は右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁具、漁法</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竿釣</td> <td>竿の長さ 10 メートル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 まき餌を使用してはならない</p>			漁具、漁法	規模	竿釣	竿の長さ 10 メートル以下								
漁具、漁法	規模														
竿釣	竿の長さ 10 メートル以下														
遊漁期間	<p>次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から10月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>うぐい</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、追良瀬川河口から上流オサナメ川合流点の区域にあっては、4月1日から6月30までの間は水産動植物を採捕してはならない。</p>			魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から10月31日まで	やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで	うぐい	1月1日から12月31日まで				
魚種	遊漁期間														
あゆ	7月1日から10月31日まで														
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで														
うぐい	1月1日から12月31日まで														
禁止区域及び期間	<p>次の表のア欄に掲げる魚種について、イ欄に掲げる区域内においてはウ欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア魚種</th> <th>イ区域</th> <th>ウ期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、 やまめ、 いわな、 うぐい</td> <td>国道101号線追良瀬橋上流端から河口まで 上切堰堤・濁水堰堤上下流50m区間内 オサナメ川全流域 側東北電力追良瀬ダム上端から上流の追良瀬川本支流域</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ</td> <td>西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎60番地2号地先の追良瀬橋上流端から上流の東北電力株式会社大池第1発電所追良瀬えん堤の下流端に至る間の本支流の水面</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>			ア魚種	イ区域	ウ期間	あゆ、 やまめ、 いわな、 うぐい	国道101号線追良瀬橋上流端から河口まで 上切堰堤・濁水堰堤上下流50m区間内 オサナメ川全流域 側東北電力追良瀬ダム上端から上流の追良瀬川本支流域	1月1日から 12月31日まで	やまめ	西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎60番地2号地先の追良瀬橋上流端から上流の東北電力株式会社大池第1発電所追良瀬えん堤の下流端に至る間の本支流の水面	1月1日から 12月31日まで			
ア魚種	イ区域	ウ期間													
あゆ、 やまめ、 いわな、 うぐい	国道101号線追良瀬橋上流端から河口まで 上切堰堤・濁水堰堤上下流50m区間内 オサナメ川全流域 側東北電力追良瀬ダム上端から上流の追良瀬川本支流域	1月1日から 12月31日まで													
やまめ	西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎60番地2号地先の追良瀬橋上流端から上流の東北電力株式会社大池第1発電所追良瀬えん堤の下流端に至る間の本支流の水面	1月1日から 12月31日まで													
全長制限	<p>次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな、うぐい</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>			魚種	全長	あゆ、やまめ、いわな、うぐい	15センチメートル								
魚種	全長														
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	15センチメートル														
遊漁料 の額及び納付 方法	<p>遊漁料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな、うぐい</td> <td>竿釣</td> <td>1日</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1年</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、500円を加算した額とする。</p> <p>納付方法</p> <p>次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 追良瀬内水面漁業協同組合事務所(深浦町大字追良瀬字広野120) (2) 福沢商店(深浦町大字追良瀬字塩見崎280番地1号) (3) 竹浪釣具店(弘前市大字種市高瀬1番地2号) (4) ファミリーマート深浦開店(深浦町大字閑字豊田10番地1号) 			魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、やまめ、いわな、うぐい	竿釣	1日	500円			1年	5,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料												
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	竿釣	1日	500円												
		1年	5,000円												
遊漁承認証に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 														
遊漁に際し守るべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 禁止区域内において川底をかくはんしてはならない。 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。 														
漁場監視員に関する	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。														

事項	2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日	令和5年9月1日

4 内共第4号(大童子川)

項目	内容										
漁業権者の名 称及び住所	大童子川内水面漁業協同組合 西津軽郡深浦町大字関字小島崎 241-9										
認可年月日	令和5年9月1日										
漁業権の免許番号	内共第4号										
遊漁に ついて の 制 限 事 項	漁具漁法の制限	1 手釣、竿釣以外の漁具漁法で遊漁してはならない。 2 まき餌を使用してはならない									
	遊漁期間	次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から10月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>		魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から10月31日まで	やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで		
魚種	遊漁期間										
あゆ	7月1日から10月31日まで										
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで										
	禁止区域及び期間	次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR五能線鉄橋の上流端から川口までの区域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>大童子川1号砂防ダム(鰺ヶ沢上木事務所施工、昭和37年竣工)の上流から崩壊の下流端までの区域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>		区域	期間	JR五能線鉄橋の上流端から川口までの区域	1月1日から12月31日まで	大童子川1号砂防ダム(鰺ヶ沢上木事務所施工、昭和37年竣工)の上流から崩壊の下流端までの区域	1月1日から12月31日まで		
区域	期間										
JR五能線鉄橋の上流端から川口までの区域	1月1日から12月31日まで										
大童子川1号砂防ダム(鰺ヶ沢上木事務所施工、昭和37年竣工)の上流から崩壊の下流端までの区域	1月1日から12月31日まで										
	全長制限	次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>10センチメートル</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>		魚種	全長	あゆ	10センチメートル	やまめ、いわな	15センチメートル		
魚種	全長										
あゆ	10センチメートル										
やまめ、いわな	15センチメートル										
遊漁料 の額及 び納付 方法	遊漁料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>1日 1年</td> <td>400円 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、600円を加算した額とする。</p>		魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日 1年	400円 3,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料								
あゆ、やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日 1年	400円 3,000円								
	納付方法	<p>次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 布引クタ釣具店(つがる市柏広須照日57-10) (2) きくや釣具店(鰺ヶ沢町大字田中町27) (3) ファミリーマート関店(深浦町大字関字豊田10-1) (4) 岩谷石油店(深浦町大字柳田字宮崎69-12) (5) びゅうていはうすすくーぶ(深浦町大字岩坂字長谷野沢28) 									
遊漁承認証に関する事項	<p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。</p>										
遊漁に際し守るべき事項	<p>1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 川底をかくはんしてはならない。 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p>										
漁場監視員に関する事項	<p>1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>										
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。										
施行の日	令和5年9月1日										

5 内共第5号(赤石川)

項目	内容																														
漁業権者の名 称及び住所	名称 住所	鰺ヶ沢町漁業協同組合 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町200	赤石地区漁業協同組合 西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町字大磯27-5																												
認可年月日	令和5年9月1日																														
漁業権の免許番号	内共第5号																														
遊漁	漁具漁法の制限 手釣、竿釣、以外の漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。ただし、かじかを対象とする場合は持綱、さで綱によっても遊漁することができる。																														
についての制限事項	遊漁期間 次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から翌年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>うぐい、かじか</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>			魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から翌年3月31日まで	やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで	うぐい、かじか	1月1日から12月31日まで																				
魚種	遊漁期間																														
あゆ	7月1日から翌年3月31日まで																														
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで																														
うぐい、かじか	1月1日から12月31日まで																														
禁止区域及び期間	禁止区域及び期間 次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鏡世橋上流端200mから河口まで</td> <td>9月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>赤石堰堤上流端から上流の本支流域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>			区域	期間	鏡世橋上流端200mから河口まで	9月1日から9月30日まで	赤石堰堤上流端から上流の本支流域	1月1日から12月31日まで																						
区域	期間																														
鏡世橋上流端200mから河口まで	9月1日から9月30日まで																														
赤石堰堤上流端から上流の本支流域	1月1日から12月31日まで																														
全長制限	全長制限 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>			魚種	全長	やまめ、いわな	15センチメートル																								
魚種	全長																														
やまめ、いわな	15センチメートル																														
遊漁料 の額及び納付方法	1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あゆ、やまめ、いわな、うぐい</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">かじか</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣、 持綱、さで綱</td> <td>1日</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、200円を加算した額とする。</p> 2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>			魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣	1日	800円	1年	6,000円	かじか	手釣、竿釣、 持綱、さで綱	1日	800円	1年	6,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																												
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣	1日	800円																												
		1年	6,000円																												
かじか	手釣、竿釣、 持綱、さで綱	1日	800円																												
		1年	6,000円																												
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																												
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																												
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																												
1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 鰺ヶ沢町漁業協同組合赤石支所(西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字砂山146番地) 赤石地区漁業協同組合事務所(西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町字大磯27番地5) 安田商店(西津軽郡鰺ヶ沢町大字日照田町字野脇56番地1) 太田商店(西津軽郡鰺ヶ沢町大字種里町字前田1番地3) 熊の湯温泉(西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字湯湧淵31番地) 鰺ヶ沢町アユ養殖場(西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字崩ヶ沢17番地3) 菊谷釣具店(西津軽郡鰺ヶ沢町大字田中町27番地) イクタ釣具店(つがる市柏広須照田57番地10) 2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。																															
遊漁承認証に関する事項	1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。																														

遊漁に際し守るべき事項	3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。 1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 川底をかくはんしてはならない。 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
漁場監視員に関する事項	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に際し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日	令和5年9月1日

6 内共第7号(平瀬沼)

項目		内容																																
漁業権者の名 称及び住所	名称 住所	西津軽新田漁業協同組合 つがる市木造若宮1																																
認可年月日		令和5年9月1日																																
漁業権の免許番号		内共第7号																																
遊 漁 に つ い て の 制 限 事 項	漁具漁法の制限	手釣、竿釣、たも網、投網及び特網以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。																																
	遊漁期間	次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい、ふな</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁期間	こい、ふな	1月1日から12月31日まで																												
魚種	遊漁期間																																	
こい、ふな	1月1日から12月31日まで																																	
	全長制限	次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>30センチメートル</td> </tr> <tr> <td>ふな</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	全長	こい	30センチメートル	ふな	15センチメートル																										
魚種	全長																																	
こい	30センチメートル																																	
ふな	15センチメートル																																	
	遊漁料	1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">こい、ふな</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣、たも網</td> <td>1日</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投網</td> <td rowspan="2"></td> <td>1日</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">持網</td> <td rowspan="2"></td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が小学生未満の幼児、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは無料とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、50円を加算した額とする。</p> 2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます (鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	こい、ふな	手釣、竿釣、たも網	1日	100円	1年	2,000円	投網		1日	300円	1年	4,000円	持網		1日	400円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます (鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																															
こい、ふな	手釣、竿釣、たも網	1日	100円																															
		1年	2,000円																															
投網		1日	300円																															
		1年	4,000円																															
持網		1日	400円																															
		遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																													
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																															
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます (鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																															
	納付方法	1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 <p>次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>西津軽新田漁業協同組合(つがる市木造若宮1 西津軽土地改良区内)</p> 2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 <p>青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p>																																
遊漁承認証に関する事項		1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。																																
遊漁に際し守るべき事項		1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 沼底をかくはんしてはならない。 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のため行う採捕量の調査等に協力するものとする。																																
漁場監視員に関する事項		1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。																																
違反者に対する措置に関する事項		遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。																																

施行の日	令和5年9月1日
------	----------

7 内共第9号(前潟、セバト沼、明神沼及びこれらに連結する水路)

項目	内容																																												
漁業権者の名 称及び住所	十三漁業協同組合 住所 五所川原市十三羽黒崎133																																												
認可年月日	令和5年9月1日																																												
漁業権の免許番号	内共第9号																																												
遊漁に つ い て の 制 限 事 項	<p>1 手釣、竿釣及びたも網以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法は右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁具、漁法</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たも網</td> <td>網口径 1 メートル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>遊漁期間 次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふな</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>9月1日から翌年3月15日まで及び 4月21日から6月20日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>禁止区域及び期間 1 次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前潟とセバト沼を連結する水路</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>セバト沼と明神沼を連結する水路</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 青森県が市浦地区広域型増殖場内で実施する増殖事業を妨げてはならない。</p> <p>全長制限 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふな</td> <td>10センチメートル</td> </tr> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>7センチメートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>遊漁料 1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ふな、わかさぎ</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣、たも網</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、50円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊魚承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (菖沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます (菖沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>納付方法 1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <p>次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1) 十三漁業協同組合事務所(五所川原市十三羽黒崎133番地)</p> <p>(2) 琴湖園(五所川原市十三五月女泡2番地2)</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <p>青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p> <p>遊漁承認証に関する事項 1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。</p> <p>2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。</p> <p>3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p> <p>遊漁に際し守るべき事項 1 游漁監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p>	漁具、漁法	規模	たも網	網口径 1 メートル以下	魚種	遊漁期間	ふな	1月1日から12月31日まで	わかさぎ	9月1日から翌年3月15日まで及び 4月21日から6月20日まで	区域	期間	前潟とセバト沼を連結する水路	1月1日から12月31日まで	セバト沼と明神沼を連結する水路	1月1日から12月31日まで	魚種	全長	ふな	10センチメートル	わかさぎ	7センチメートル	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	ふな、わかさぎ	手釣、竿釣、たも網	1日	400円	1年	3,000円	遊魚承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (菖沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます (菖沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
漁具、漁法	規模																																												
たも網	網口径 1 メートル以下																																												
魚種	遊漁期間																																												
ふな	1月1日から12月31日まで																																												
わかさぎ	9月1日から翌年3月15日まで及び 4月21日から6月20日まで																																												
区域	期間																																												
前潟とセバト沼を連結する水路	1月1日から12月31日まで																																												
セバト沼と明神沼を連結する水路	1月1日から12月31日まで																																												
魚種	全長																																												
ふな	10センチメートル																																												
わかさぎ	7センチメートル																																												
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																																										
ふな、わかさぎ	手釣、竿釣、たも網	1日	400円																																										
		1年	3,000円																																										
遊魚承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																																										
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (菖沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																																										
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます (菖沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																																										

3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
4 産卵場として組合が指定する区域において沼底をかくはんしてはならない。
5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。
6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
漁場監視員に関する事項
1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行なうことができる。
2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
違反者に対する措置に関する事項
遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日
令和5年9月1日

8 内共第11号(十三湖及び唐川)

項目		内容											
漁業権者の名 称及び住所	名称 住所	十三漁業協同組合 五所川原市十三羽黒崎133	車力漁業協同組合 つがる市富蒔町清水6-5										
認可年月日	令和5年9月1日												
漁業権の免許番号	内共第11号												
遊漁についての制限事項	漁具漁法の制限	1 手釣、竿釣及びたも網以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。 2 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法は右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁具、漁法</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たも網</td> <td>網口径 1 メートル以下</td> </tr> </tbody> </table>	漁具、漁法	規模	たも網	網口径 1 メートル以下							
漁具、漁法	規模												
たも網	網口径 1 メートル以下												
遊漁期間	次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>9月1日から翌年3月15日まで及び 4月21日から6月20日まで</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁期間	わかさぎ	9月1日から翌年3月15日まで及び 4月21日から6月20日まで								
魚種	遊漁期間												
わかさぎ	9月1日から翌年3月15日まで及び 4月21日から6月20日まで												
全長制限	次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>7センチメートル</td> </tr> <tr> <td>ふな、うぐい</td> <td>10センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	全長	わかさぎ	7センチメートル	ふな、うぐい	10センチメートル						
魚種	全長												
わかさぎ	7センチメートル												
ふな、うぐい	10センチメートル												
遊漁料の額及び納付方法	1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふな、わかさぎ、うぐい、えび</td> <td>手釣、竿釣、たも網</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	ふな、わかさぎ、うぐい、えび	手釣、竿釣、たも網	1日	400円			1年	3,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料										
ふな、わかさぎ、うぐい、えび	手釣、竿釣、たも網	1日	400円										
		1年	3,000円										
ただし、未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、50円を加算した額とする。													
2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>渓流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円	
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料										
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円										
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円										
1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣及び竿釣による遊漁の場合は当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。													
(1) 十三漁業協同組合事務所(五所川原市十三羽黒崎133) (2) 車力漁業協同組合事務所(つがる市富蒔町清水6番地5)													
2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。													
1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。													
1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 産卵場として組合が指定する区域において川底をかくはんしてはならない。 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。													
漁場監視員に関する事項	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。												

項	2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日	令和5年9月1日

9 内共第12号 (山田川及び田光沼)

項目	内容																														
漁業権者の名 称及び住所	名称 西津軽新田漁業協同組合 住所 つがる市木造若宮1	車力漁業協同組合 つがる市富泡町清水6-5																													
認可年月日	令和5年9月1日																														
漁業権の免許番号	内共第12号																														
遊 漁 に つ い て の 制 限 事 項	<p>遊具漁法の制限 手釣、竿釣、たも網及び投網以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。</p> <p>遊漁期間 次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふな</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふな</td> <td>6センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>			魚種	遊漁期間	ふな	1月1日から12月31日まで	魚種	全長	ふな	6センチメートル																				
魚種	遊漁期間																														
ふな	1月1日から12月31日まで																														
魚種	全長																														
ふな	6センチメートル																														
遊漁料 の額及 び納付 方法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ふな</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣、たも網</td> <td>1日</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投網</td> <td rowspan="2"></td> <td>1日</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、小学生未満の幼児、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは無料とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、50円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>			魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	ふな	手釣、竿釣、たも網	1日	100円	1年	2,000円	投網		1日	300円	1年	4,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																												
ふな	手釣、竿釣、たも網	1日	100円																												
		1年	2,000円																												
投網		1日	300円																												
		1年	4,000円																												
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																												
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																												
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																												
<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <p>次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 西津軽新田漁業協同組合 (つがる市木造若宮1 西津軽土地改良区内) 車力漁業協同組合事務所 (つがる市富泡町清水6番地5) <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <p>青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p>																															
遊漁承認証に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。 																														
遊漁に際し守るべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 産卵場として組合が指定する区域において川底をかくはんしてはならない。 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。 																														
漁場監視員に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行うことができる。 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。 																														
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。																														
施行の日	令和5年9月1日																														

項目	内容																											
漁業権者の名 称及び住所	名称	岩木川漁業協同組合																										
住所	住所	弘前市大字紙漉沢字山越124番地1																										
認可年月日	年月日	令和5年9月1日																										
漁業権の免許番号	内共第13号																											
遊漁に ついて の制 限事 項	漁具漁法の制限	<p>1 次の表の左欄に掲げる魚種はそれぞれ右欄に掲げる漁法で遊漁しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、こい、ふな、うぐい</td> <td>竿釣</td> </tr> <tr> <td>いわな、やまめ、さくらます</td> <td>竿釣（まき餌釣を除く。）</td> </tr> <tr> <td>かじか</td> <td>たも網・竿釣（まき餌釣を除く。）</td> </tr> <tr> <td>かわやつめ</td> <td>たも網・かぎかけ</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法は右欄に掲げる規範内になければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁具、漁法</th> <th>規範</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たも網</td> <td>網口径 最長部1メートル以下</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	漁法	あゆ、こい、ふな、うぐい	竿釣	いわな、やまめ、さくらます	竿釣（まき餌釣を除く。）	かじか	たも網・竿釣（まき餌釣を除く。）	かわやつめ	たも網・かぎかけ	漁具、漁法	規範	たも網	網口径 最長部1メートル以下												
魚種	漁法																											
あゆ、こい、ふな、うぐい	竿釣																											
いわな、やまめ、さくらます	竿釣（まき餌釣を除く。）																											
かじか	たも網・竿釣（まき餌釣を除く。）																											
かわやつめ	たも網・かぎかけ																											
漁具、漁法	規範																											
たも網	網口径 最長部1メートル以下																											
遊漁期間		<p>次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>こい、ふな、うぐい</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな、やまめ</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>さくらます</td> <td>6月1日から7月31日まで</td> </tr> <tr> <td>かじか</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>かわやつめ</td> <td>10月1日から翌年5月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から12月31日まで	こい、ふな、うぐい	1月1日から12月31日まで	いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで	さくらます	6月1日から7月31日まで	かじか	1月1日から12月31日まで	かわやつめ	10月1日から翌年5月31日まで												
魚種	遊漁期間																											
あゆ	7月1日から12月31日まで																											
こい、ふな、うぐい	1月1日から12月31日まで																											
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで																											
さくらます	6月1日から7月31日まで																											
かじか	1月1日から12月31日まで																											
かわやつめ	10月1日から翌年5月31日まで																											
禁止区域及び期間		<p>1 次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北津軽郡中泊町大字芦野地内頭首工の上流端から、上流 200m・下流 500mまでの区域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>清瀬橋下流から安東橋下流100mの区域</td> <td>9月15日から10月31日まで</td> </tr> <tr> <td>弘前市大字樋の口地内弘前市水道ラバー堰堤上流 100m・下流 50mまでの区域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>弘前市大字如來瀬地内統合頭首工の上流端から、上流 150m・下流 200mまでの区域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>弘前市大字国吉字高野地内吉井酒造発電堰堤の上流端から、上流 100m・下流 200mまでの区域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>津軽ダムサイトから白神が故郷橋までの区域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>中津軽郡西目屋村大字川原平字川原沢国有林地内砂防ダムの上流端から上流の岩木川支流域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>岩木川支流国有林154林班大川魚止脇沢分岐より上流域指定ルート27</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>暗門川暗門大橋上流砂防ダムの上流端から上流の岩木川本支流域及び鬼川辺沢白神ライン入口上流の砂防ダムの上流端から上流域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>岩木川暗門沢支流国有林林班 169・167 境界横倉沢上流域指定ルート26</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>岩木川暗門沢支流国有林林班 170・171 境界西股ノ沢分岐支流ブカケノ沢指定ルート23</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>2 弘前市大字如來瀬地内統合頭首工下流端から岩木橋上流端までの区域において、カワヤツメを採捕してはならない。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区域	期間	北津軽郡中泊町大字芦野地内頭首工の上流端から、上流 200m・下流 500mまでの区域	1月1日から12月31日まで	清瀬橋下流から安東橋下流100mの区域	9月15日から10月31日まで	弘前市大字樋の口地内弘前市水道ラバー堰堤上流 100m・下流 50mまでの区域	1月1日から12月31日まで	弘前市大字如來瀬地内統合頭首工の上流端から、上流 150m・下流 200mまでの区域	1月1日から12月31日まで	弘前市大字国吉字高野地内吉井酒造発電堰堤の上流端から、上流 100m・下流 200mまでの区域	1月1日から12月31日まで	津軽ダムサイトから白神が故郷橋までの区域	1月1日から12月31日まで	中津軽郡西目屋村大字川原平字川原沢国有林地内砂防ダムの上流端から上流の岩木川支流域	1月1日から12月31日まで	岩木川支流国有林154林班大川魚止脇沢分岐より上流域指定ルート27	1月1日から12月31日まで	暗門川暗門大橋上流砂防ダムの上流端から上流の岩木川本支流域及び鬼川辺沢白神ライン入口上流の砂防ダムの上流端から上流域	1月1日から12月31日まで	岩木川暗門沢支流国有林林班 169・167 境界横倉沢上流域指定ルート26	1月1日から12月31日まで	岩木川暗門沢支流国有林林班 170・171 境界西股ノ沢分岐支流ブカケノ沢指定ルート23	1月1日から12月31日まで	2 弘前市大字如來瀬地内統合頭首工下流端から岩木橋上流端までの区域において、カワヤツメを採捕してはならない。	
区域	期間																											
北津軽郡中泊町大字芦野地内頭首工の上流端から、上流 200m・下流 500mまでの区域	1月1日から12月31日まで																											
清瀬橋下流から安東橋下流100mの区域	9月15日から10月31日まで																											
弘前市大字樋の口地内弘前市水道ラバー堰堤上流 100m・下流 50mまでの区域	1月1日から12月31日まで																											
弘前市大字如來瀬地内統合頭首工の上流端から、上流 150m・下流 200mまでの区域	1月1日から12月31日まで																											
弘前市大字国吉字高野地内吉井酒造発電堰堤の上流端から、上流 100m・下流 200mまでの区域	1月1日から12月31日まで																											
津軽ダムサイトから白神が故郷橋までの区域	1月1日から12月31日まで																											
中津軽郡西目屋村大字川原平字川原沢国有林地内砂防ダムの上流端から上流の岩木川支流域	1月1日から12月31日まで																											
岩木川支流国有林154林班大川魚止脇沢分岐より上流域指定ルート27	1月1日から12月31日まで																											
暗門川暗門大橋上流砂防ダムの上流端から上流の岩木川本支流域及び鬼川辺沢白神ライン入口上流の砂防ダムの上流端から上流域	1月1日から12月31日まで																											
岩木川暗門沢支流国有林林班 169・167 境界横倉沢上流域指定ルート26	1月1日から12月31日まで																											
岩木川暗門沢支流国有林林班 170・171 境界西股ノ沢分岐支流ブカケノ沢指定ルート23	1月1日から12月31日まで																											
2 弘前市大字如來瀬地内統合頭首工下流端から岩木橋上流端までの区域において、カワヤツメを採捕してはならない。																												
全長制限		<p>次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、いわな、さくらます</td> <td>15センチメートル</td> </tr> <tr> <td>こい</td> <td>20センチメートル</td> </tr> <tr> <td>ふな、あゆ、うぐい</td> <td>7センチメートル</td> </tr> <tr> <td>かわやつめ</td> <td>30センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	全長	やまめ、いわな、さくらます	15センチメートル	こい	20センチメートル	ふな、あゆ、うぐい	7センチメートル	かわやつめ	30センチメートル																
魚種	全長																											
やまめ、いわな、さくらます	15センチメートル																											
こい	20センチメートル																											
ふな、あゆ、うぐい	7センチメートル																											
かわやつめ	30センチメートル																											

		かじか	4センチメートル		
1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合					
	遊漁料	魚種	漁具・漁法		
		あゆ、こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ	竿釣		
			1日 1,000円 1年 6,000円		
		さくらます	竿釣		
			1日 2,000円 1年 8,000円		
		かじか	たも網、竿釣		
			1日 1,000円 1年 4,000円		
		かわやつめ	たも網、かぎかけ		
			1日 1,000円 1年 4,000円		
ただし、遊漁者が未就学児、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは無料とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、500円を加算した額とする。					
2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合					
	遊漁料の額及び納付方法	魚種	遊漁の方法		
		あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（葛沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣 15,000円		
		渓流魚	手釣、竿釣 8,000円		
1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合					
	納付方法	次に掲げる場所又は漁業権者が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、竿釣又はたも網による遊漁の場合は、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。			
		(1) 岩木川漁業協同組合（弘前市大字紙漉沢字山越124番地1） (2) 弘前市内釣具店 (3) その他組合が指定する販売店			
		2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合			
		青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。			
1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。					
遊漁に際し守るべき事項					
		1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 遊漁の時間は、日の出から日没までとする。 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 富士見橋上流から統合頭首工下流 200 メートルまでは友釣専用区とする。 7 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。			
	漁場監視員に関する事項	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行なうことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。			
	違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。			
	施行の日	令和5年9月1日			

11 内共第14号(平川)

項目	内容				
漁業権者の名 称及び住所	平川内水面漁業協同組合 南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原64-2				
認可年月日	令和5年9月1日				
漁業権の免許番号	内共第14号				
遊 漁 に つ い て の 制 限 事 項	漁具漁法の制限	手釣、竿釣、投網、たも網、四ツ手網及び持網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。			
	遊漁期間	次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。			
		魚種	遊漁期間		
		あゆ	7月1日から翌年3月31日まで		
		やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで		
		こい、ふな、うぐい、かじか	1月1日から12月31日まで		
	禁止区域及び期間	次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。			
		区域	期間		
		大鰐地内に設置されている平川統合第1頭首工上下流100mの区域	1月1日から12月31日まで		
		弘前市大字堀越地内に設置されている平川統合第2頭首工上下流100mの区域	1月1日から12月31日まで		
	全長制限	次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。			
		魚種	全長		
		やまめ、いわな、こい	15センチメートル		
遊漁料 の額及び納付 方法	遊漁料	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
		あゆ、いわな、うぐい、 やまめ、かじか、こい、ふな	手釣、竿釣	1日 1年	400円 3,000円
			たも網、投網、 四ツ手網、持網	1日 1年	1,000円 5,000円
		ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、50円を加算した額とする。			
	納付 方法	次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 (1)平川内水面漁業協同組合(平川市大字日沼字高田139) (2)弘前市内釣具店その他組合が指定する販売店			
遊漁承認証に関する事項	1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。				
遊漁に際し守るべき事項	1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 川底をかくはんしてはならない。 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。				
漁場監視員に関する事項	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。				
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。				
施行の日	令和5年9月1日				

12 内共第15号(浅瀬石川)

項目	内容																													
漁業権者の名 称及び住所	名称 浅瀬石川漁業協同組合 住所 黒石市大字石名坂字石法師38-4																													
認可年月日	令和5年9月1日																													
漁業権の免許番号	内共第15号																													
遊漁に ついて の制 限事 項	<p>漁具漁法の制限 手釣、竿釣及び持綱以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。 ただし、持綱はこい、ふな、うぐい及びかじかの遊漁に限る。</p> <p>遊漁期間 次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から10月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな、にじます</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>こい、ふな</td> <td>1月1日から5月31日まで</td> </tr> <tr> <td>うぐい</td> <td>8月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>かじか</td> <td>5月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>禁止区域及び期間 次の表に掲げる区域においては、周年遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葛川堰堤上流端100mから堰堤下流端200mまでの間</td> </tr> <tr> <td>温湯頭首工上流端100mから頭首工下流端200mまでの間</td> </tr> <tr> <td>第1頭首工上流端100mから頭首工下流端200mまでの間</td> </tr> <tr> <td>第2頭首工上流端100mから頭首工下流端200mまでの間</td> </tr> <tr> <td>田山堰頭首工上流端50mから頭首工下流端100mまでの間</td> </tr> <tr> <td>浅瀬石川ダム堰堤上流端300mから堰堤下流端200mまでの間</td> </tr> <tr> <td>二庄内ダム堤体上流端600mから堤体下流端530mまでの間</td> </tr> <tr> <td>青荷頭首工上流端60mから頭首工下流端50mまでの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かじか</td> <td>5センチメートル</td> </tr> <tr> <td>あゆ、こい、ふな、うぐい</td> <td>10センチメートル</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな、にじます</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から10月31日まで	やまめ、いわな、にじます	4月1日から9月30日まで	こい、ふな	1月1日から5月31日まで	うぐい	8月1日から12月31日まで	かじか	5月1日から12月31日まで	区域	葛川堰堤上流端100mから堰堤下流端200mまでの間	温湯頭首工上流端100mから頭首工下流端200mまでの間	第1頭首工上流端100mから頭首工下流端200mまでの間	第2頭首工上流端100mから頭首工下流端200mまでの間	田山堰頭首工上流端50mから頭首工下流端100mまでの間	浅瀬石川ダム堰堤上流端300mから堰堤下流端200mまでの間	二庄内ダム堤体上流端600mから堤体下流端530mまでの間	青荷頭首工上流端60mから頭首工下流端50mまでの間	魚種	全長	かじか	5センチメートル	あゆ、こい、ふな、うぐい	10センチメートル	やまめ、いわな、にじます	15センチメートル
魚種	遊漁期間																													
あゆ	7月1日から10月31日まで																													
やまめ、いわな、にじます	4月1日から9月30日まで																													
こい、ふな	1月1日から5月31日まで																													
うぐい	8月1日から12月31日まで																													
かじか	5月1日から12月31日まで																													
区域																														
葛川堰堤上流端100mから堰堤下流端200mまでの間																														
温湯頭首工上流端100mから頭首工下流端200mまでの間																														
第1頭首工上流端100mから頭首工下流端200mまでの間																														
第2頭首工上流端100mから頭首工下流端200mまでの間																														
田山堰頭首工上流端50mから頭首工下流端100mまでの間																														
浅瀬石川ダム堰堤上流端300mから堰堤下流端200mまでの間																														
二庄内ダム堤体上流端600mから堤体下流端530mまでの間																														
青荷頭首工上流端60mから頭首工下流端50mまでの間																														
魚種	全長																													
かじか	5センチメートル																													
あゆ、こい、ふな、うぐい	10センチメートル																													
やまめ、いわな、にじます	15センチメートル																													
遊漁料 の額及び納付方法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あゆ、いわな、やまめ、にじます</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">こい、ふな、うぐい、かじか</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣、持綱</td> <td>1日</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、500円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 浅瀬石川漁業協同組合(黒石市大字石名坂字石法師38番地4) 株丹藤釣具店(弘前市松原東2丁目1-4) 	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、いわな、やまめ、にじます	手釣、竿釣	1日	500円	1年	3,000円	こい、ふな、うぐい、かじか	手釣、竿釣、持綱	1日	500円	1年	3,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円	
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																											
あゆ、いわな、やまめ、にじます	手釣、竿釣	1日	500円																											
		1年	3,000円																											
こい、ふな、うぐい、かじか	手釣、竿釣、持綱	1日	500円																											
		1年	3,000円																											
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																											
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																											
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																											

		<p>(3) 高橋商店(黒石市大川原字范森下9-1) (4) 西十和田ドライブイン(黒石市温湯字長漕7-4) (5) 津軽みらい農業協同組合(平川市葛川字大川添27-5) (6) おおさき釣具店(青森市大字浪岡字若松117-10) (7) たから商店(平川市葛川字折戸21-3) (8) 南ワークボーイ(黒石市寿町48-1) (9) 黒石つり具(黒石市富士見町138-1)</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p> <p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p> <p>1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 川底をかくはんしてはならない。 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p> <p>1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に際し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子をつけるものとする。</p> <p>違反者に対する措置に 関する事項 遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。</p> <p>施行の日 令和5年9月1日</p>
--	--	---

13 内共第16号(旧十川)

項目	内容																																																																											
漁業権者の名 称及び住所	名称 旧十川漁業協同組合 住所 五所川原市大字中泉字松枝103番地1																																																																											
認可年月日	令和5年9月1日																																																																											
漁業権の免許番号	内共第16号																																																																											
遊漁に ついて の制 限事 項	<p>漁具漁法の制限</p> <table border="1"> <tr> <td>1 手釣、竿釣及び四ツ手網以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。</td> </tr> <tr> <td>2 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法は右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁具、漁法</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四ツ手網</td> <td>四ツ手網面積1.8平方メートル以下</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>遊漁の方法及び期間</td> <td>次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる方法でウ欄に掲げる期間で行われなければならない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア魚種</th> <th>イ方法</th> <th>ウ期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>手釣、竿釣、四ツ手網</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>禁止区域及び期間</td> <td>次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金木川のシキバ沢と湯沢の合流点より上流の区域</td> <td>4月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>全長制限</td> <td>次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>20センチメートル</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>遊漁料 の額及 び納付 方法</td> <td> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">こい</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四ツ手網</td> <td>1日</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">やまめ、いわな</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、未就学の幼児のときは無料、小中学校及び高校生徒又は肢体不自由者のときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、50円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 旧十川漁業協同組合事務所(五所川原市大字中泉字松枝103番地1)</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td>遊漁承認証に関する事項</td> <td> <p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。</p> <p>2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。</p> <p>3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p> </td> </tr> </table>	1 手釣、竿釣及び四ツ手網以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。	2 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法は右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁具、漁法</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四ツ手網</td> <td>四ツ手網面積1.8平方メートル以下</td> </tr> </tbody> </table>	漁具、漁法	規模	四ツ手網	四ツ手網面積1.8平方メートル以下	遊漁の方法及び期間	次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる方法でウ欄に掲げる期間で行われなければならない。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ア魚種</th> <th>イ方法</th> <th>ウ期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>手釣、竿釣、四ツ手網</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	ア魚種	イ方法	ウ期間	こい	手釣、竿釣、四ツ手網	1月1日から12月31日まで	やまめ、いわな	手釣、竿釣	4月1日から9月30日まで	禁止区域及び期間	次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金木川のシキバ沢と湯沢の合流点より上流の区域</td> <td>4月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区域	期間	金木川のシキバ沢と湯沢の合流点より上流の区域	4月1日から12月31日まで	全長制限	次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>20センチメートル</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	全長	こい	20センチメートル	やまめ、いわな	15センチメートル	遊漁料 の額及 び納付 方法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">こい</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四ツ手網</td> <td>1日</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">やまめ、いわな</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、未就学の幼児のときは無料、小中学校及び高校生徒又は肢体不自由者のときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、50円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 旧十川漁業協同組合事務所(五所川原市大字中泉字松枝103番地1)</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	こい	手釣、竿釣	1日	400円	1年	3,000円	四ツ手網	1日	1,000円	1年	5,000円	やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日	400円	1年	3,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円	遊漁承認証に関する事項	<p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。</p> <p>2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。</p> <p>3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p>
1 手釣、竿釣及び四ツ手網以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。																																																																												
2 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法は右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁具、漁法</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四ツ手網</td> <td>四ツ手網面積1.8平方メートル以下</td> </tr> </tbody> </table>	漁具、漁法	規模	四ツ手網	四ツ手網面積1.8平方メートル以下																																																																								
漁具、漁法	規模																																																																											
四ツ手網	四ツ手網面積1.8平方メートル以下																																																																											
遊漁の方法及び期間	次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる方法でウ欄に掲げる期間で行われなければならない。																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ア魚種</th> <th>イ方法</th> <th>ウ期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>手釣、竿釣、四ツ手網</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	ア魚種	イ方法	ウ期間	こい	手釣、竿釣、四ツ手網	1月1日から12月31日まで	やまめ、いわな	手釣、竿釣	4月1日から9月30日まで																																																																		
ア魚種	イ方法	ウ期間																																																																										
こい	手釣、竿釣、四ツ手網	1月1日から12月31日まで																																																																										
やまめ、いわな	手釣、竿釣	4月1日から9月30日まで																																																																										
禁止区域及び期間	次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金木川のシキバ沢と湯沢の合流点より上流の区域</td> <td>4月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区域	期間	金木川のシキバ沢と湯沢の合流点より上流の区域	4月1日から12月31日まで																																																																							
区域	期間																																																																											
金木川のシキバ沢と湯沢の合流点より上流の区域	4月1日から12月31日まで																																																																											
全長制限	次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>20センチメートル</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	全長	こい	20センチメートル	やまめ、いわな	15センチメートル																																																																					
魚種	全長																																																																											
こい	20センチメートル																																																																											
やまめ、いわな	15センチメートル																																																																											
遊漁料 の額及 び納付 方法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">こい</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四ツ手網</td> <td>1日</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">やまめ、いわな</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、未就学の幼児のときは無料、小中学校及び高校生徒又は肢体不自由者のときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、50円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 旧十川漁業協同組合事務所(五所川原市大字中泉字松枝103番地1)</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	こい	手釣、竿釣	1日	400円	1年	3,000円	四ツ手網	1日	1,000円	1年	5,000円	やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日	400円	1年	3,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																																										
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																																																																									
こい	手釣、竿釣	1日	400円																																																																									
		1年	3,000円																																																																									
	四ツ手網	1日	1,000円																																																																									
1年		5,000円																																																																										
やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日	400円																																																																									
		1年	3,000円																																																																									
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																																																																									
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																																																																									
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																																																																									
遊漁承認証に関する事項	<p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。</p> <p>2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。</p> <p>3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p>																																																																											

遊漁に際し守るべき事項	<p>1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>4 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。</p> <p>5 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p>
漁場監視員に関する事項	<p>1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に従事するための指示を行なうことができる。</p> <p>2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日	令和5年9月1日

項目		内容																									
漁業権者の名 称及び住所		名称 東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町9																									
認可年月日		令和5年9月1日																									
漁業権の免許番号		内共第17号																									
遊漁に ついて の 制 限 事 項		<p>漁具漁法の制限 手釣及び竿釣以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。 まき餌を使用してはならない。</p> <p>遊漁期間 次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から10月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>禁止区域及び期間 次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増川川河口から上流1,000メートルまでの区域</td> <td>4月1日から5月10日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>		魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から10月31日まで	やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで	区域	期間	増川川河口から上流1,000メートルまでの区域	4月1日から5月10日まで	魚種	全長	やまめ、いわな	15センチメートル										
魚種	遊漁期間																										
あゆ	7月1日から10月31日まで																										
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで																										
区域	期間																										
増川川河口から上流1,000メートルまでの区域	4月1日から5月10日まで																										
魚種	全長																										
やまめ、いわな	15センチメートル																										
遊漁料 の額及 び納付 方法	遊漁料	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>400円(税別)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1年</td> <td>3,000円(税別)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>		魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日	400円(税別)			1年	3,000円(税別)	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																								
あゆ、やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日	400円(税別)																								
		1年	3,000円(税別)																								
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																								
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																								
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																								
<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <p>次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>三厩漁業協同組合事務所(東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町9)</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <p>青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p>																											
遊漁承認証に関する事項		<p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。</p> <p>2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。</p>																									
遊漁に際し守るべき事項		<p>1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならぬ。</p> <p>3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>4 増川川内共第17号漁場区域の全区域における川底をかくはんしてはならない。</p> <p>5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。</p> <p>6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p>																									
漁場監視員に関する事項		<p>1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。</p> <p>2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>																									
違反者に対する措置に関する事項		遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。																									

施行の日	令和5年9月1日
------	----------

15 内共第18号(今別川)

項目	内容																				
漁業権者の名 称及び住所	今別町内水面漁業協同組合 東津軽郡今別町大字今別字151-1																				
認可年月日	令和5年9月1日																				
漁業権の免許番号	内共第18号																				
遊漁についての制限事項	<p>漁具漁法の制限 手釣及び竿釣以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。 まき餌の使用及びひっかけ漁法は禁止する。ただし、ひっかけ漁法のうち7月1日から9月30日までの期間内で行うあゆの友釣はこの限りでない。</p> <p>遊漁期間 次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から9月30日まで	やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで	魚種	全長	やまめ、いわな	15センチメートル										
魚種	遊漁期間																				
あゆ	7月1日から9月30日まで																				
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで																				
魚種	全長																				
やまめ、いわな	15センチメートル																				
遊漁料の額及び納付方法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>1日 1年</td> <td>400円 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは、1日 200円、1年 1,000円とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、小中学校生徒及び肢体不自由者を除き 200円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます (葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 本郷農機(東津軽郡今別町大字大川平字村元245-2) 小鹿釣具店(東津軽郡今別町大字今別字今別117番地1) 道の駅いまべつ(東津軽郡今別町大字大川平字清川87番地16) <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日 1年	400円 3,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます (葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																		
あゆ、やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日 1年	400円 3,000円																		
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																		
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																		
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます (葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																		
遊漁承認証に関する事項	<p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。</p> <p>2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。</p> <p>3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p>																				
遊漁に際し守るべき事項	<p>1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>4 全区域において川底をかくはんしてはならない。</p> <p>5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。</p> <p>6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p>																				
漁場監視員に関する事項	<p>1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。</p> <p>2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は上着を着用するものとする。</p>																				

違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しあり。
施行の日	令和5年9月1日

16 内共第19号(蟹田川)

項目	内容																																				
漁業権者の名 称及び住所	蟹田川漁業協同組合 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国坂元 200-1																																				
認可年月日	令和5年9月1日																																				
漁業権の免許番号	内共第19号																																				
遊 漁 に つ い て の 制 限 事 項	<p>漁具漁法の制限</p> <p>竿釣以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。 まき餌を使用してはならない。</p> <p>遊漁期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>こい、うぐい</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>禁止区域及び期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中はやまめを対象とする遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蟹田川河口から桂淵神社まで</td> <td>4月1日から5月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、いわな、こい</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>遊漁料</p> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな、 こい、うぐい</td> <td>竿釣</td> <td>1日 1年</td> <td>400円 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは、上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、100円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (島沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます (島沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>納付方法</p> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <p>次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工藤釣具店(東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中郷宮本3-1) 佐々木釣具店(東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中郷宮本13-1) 竿木商店(東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元94-3) <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <p>青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p> <p>遊漁承認証に関する事項</p> <p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。</p> <p>遊漁に際し守るべき事項</p> <p>1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 蟹田川河口から桂淵神社に至る区域において川底をかくはんしてはならない。 5 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。 6 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。</p>	魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から12月31日まで	やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで	こい、うぐい	1月1日から12月31日まで	区域	期間	蟹田川河口から桂淵神社まで	4月1日から5月31日まで	魚種	全長	やまめ、いわな、こい	15センチメートル	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、やまめ、いわな、 こい、うぐい	竿釣	1日 1年	400円 3,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (島沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます (島沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	遊漁期間																																				
あゆ	7月1日から12月31日まで																																				
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで																																				
こい、うぐい	1月1日から12月31日まで																																				
区域	期間																																				
蟹田川河口から桂淵神社まで	4月1日から5月31日まで																																				
魚種	全長																																				
やまめ、いわな、こい	15センチメートル																																				
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																																		
あゆ、やまめ、いわな、 こい、うぐい	竿釣	1日 1年	400円 3,000円																																		
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																																		
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (島沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																																		
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます (島沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																																		

漁場監視員に関する事項	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日	令和5年9月1日

17 内共第21号(野内川)

項目	内容																								
漁業権者の名 称及び住所	野内川漁業協同組合 青森市大字平新田字玉清水24-5																								
認可年月日	令和5年9月1日																								
漁業権の免許番号	内共第21号																								
遊 漁 に つ い て の 制 限 事 項	<p>漁具漁法の制限</p> <p>手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。</p> <p>遊漁期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から翌年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな、やまめ</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>うぐい</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>禁止区域及び期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河口から上流第1号堰堤までの河川区域内</td> <td>4月1日から5月10日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわな、やまめ</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から翌年3月31日まで	いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで	うぐい	1月1日から12月31日まで	区域	期間	河口から上流第1号堰堤までの河川区域内	4月1日から5月10日まで	魚種	全長	いわな、やまめ	15センチメートル								
魚種	遊漁期間																								
あゆ	7月1日から翌年3月31日まで																								
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで																								
うぐい	1月1日から12月31日まで																								
区域	期間																								
河口から上流第1号堰堤までの河川区域内	4月1日から5月10日まで																								
魚種	全長																								
いわな、やまめ	15センチメートル																								
遊漁料 の額及び納付 方法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな、うぐい</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、50円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>渓流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <p>次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> そふえ釣具店(青森市造道3丁目8-6) ますへい釣具店(青森市新田2丁目18-16) 大鱗堂(青森市油川字岡田38-1) うき屋太田釣具店(青森市青柳1丁目10-10) 鈴木商店(青森市滝沢字下川原89) 佐藤 周(理髪店)(青森市宮田字玉水170-2) 野宮啓一(青森市八幡林字品川33-12) 小笠原石雄(青森市後菴字外山9-2) <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <p>青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣	1日	300円			1年	3,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																						
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣	1日	300円																						
		1年	3,000円																						
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																						
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																						
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																						
遊漁承認証に関する 事項	<p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。</p> <p>2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。</p> <p>3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p>																								
遊漁に際し守るべき 事項	<p>1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p>																								

3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
4 川底をかくはんしてはならない。
5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。
6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
漁場監視員に関する事項
1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行なうことができる。
2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
違反者に対する措置に関する事項
遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日
令和5年9月1日

項目	内容																						
漁業権者の名稱及び住所	野辺地川漁業協同組合 上北郡野辺地町字野辺地313																						
認可年月日	令和5年9月1日																						
漁業権の免許番号	内共第22号																						
遊漁にについての制限事項	<p>漁具漁法の制限</p> <p>1 手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。 2 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法は右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁具、漁法</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手釣、竿釣</td> <td>1人1竿</td> </tr> </tbody> </table> <p>遊漁期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から翌年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな、やまめ</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>禁止区域及び期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青い森鉄道下り線より下流の二本木川</td> <td>4月1日から翌年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>野辺地川城内橋から上流 300 メートル、下流 100 メートルまでの間の区域</td> <td>10月10日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>左岸字観音林前田 18 の 3 地先、右岸字笹館 84 地先より河口までの 800 メートルの野辺地川本流</td> <td>4月1日から翌年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわな、やまめ</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	漁具、漁法	規模	手釣、竿釣	1人1竿	魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から翌年3月31日まで	いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで	区域	期間	青い森鉄道下り線より下流の二本木川	4月1日から翌年3月31日まで	野辺地川城内橋から上流 300 メートル、下流 100 メートルまでの間の区域	10月10日から12月31日まで	左岸字観音林前田 18 の 3 地先、右岸字笹館 84 地先より河口までの 800 メートルの野辺地川本流	4月1日から翌年3月31日まで	魚種	全長	いわな、やまめ	15センチメートル
漁具、漁法	規模																						
手釣、竿釣	1人1竿																						
魚種	遊漁期間																						
あゆ	7月1日から翌年3月31日まで																						
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで																						
区域	期間																						
青い森鉄道下り線より下流の二本木川	4月1日から翌年3月31日まで																						
野辺地川城内橋から上流 300 メートル、下流 100 メートルまでの間の区域	10月10日から12月31日まで																						
左岸字観音林前田 18 の 3 地先、右岸字笹館 84 地先より河口までの 800 メートルの野辺地川本流	4月1日から翌年3月31日まで																						
魚種	全長																						
いわな、やまめ	15センチメートル																						
遊漁料の額及び納付方法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あゆ、やまめ、いわな</td> <td rowspan="2">手釣・竿釣</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学生又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、200 円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(嵩沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(嵩沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 納付方法</p> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <p>次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>昭和堂釣具店 (野辺地町字野辺地 320-1)</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <p>青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、やまめ、いわな	手釣・竿釣	1日	400円	1年	3,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(嵩沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(嵩沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																				
あゆ、やまめ、いわな	手釣・竿釣	1日	400円																				
		1年	3,000円																				
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																				
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(嵩沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																				
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(嵩沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																				
遊漁承認証に関する事項	<p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。</p> <p>2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。</p> <p>3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p>																						
遊漁に際し守るべき事項	<p>1 游漁監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p>																						

	<p>3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>4 川底をかくはんしてはならない。</p> <p>5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。</p> <p>6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p>
漁場監視員に関する事項	<p>1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行なうことができる。</p> <p>2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日	令和5年9月1日

19 内共第23号(川内川)

項目	内容																															
漁業権者の名 称及び住所	名称 川内町内水面漁業協同組合 住所 むつ市川内町獅子畑 128-1																															
認可年月日	令和5年9月1日																															
漁業権の免許番号	内共第23号																															
遊漁に ついて の 制限事項	<p>漁具漁法の制限</p> <p>1 手釣、竿釣、投網（あゆ及びうぐいに限る。）以外の漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。 2 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法は右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁具、漁法</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手釣、竿釣</td> <td>1ヶ統</td> </tr> <tr> <td>投網</td> <td>1ヶ統、網の目合1辺30ミリメートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 まき餌を使用してはならない</p> <p>遊漁期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな、やまめ</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>うぐい</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>禁止区域及び期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護水面の区域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>むつ市川内町獅子畑 15-1 地先（右岸）及びむつ市川内町新田 302-4 地先（左岸）に設置されている農業用頭首工下流端から下流の基点アと基点イとを結ぶ線に至る間の川内川の区域 基点ア むつ市川内町平中 81-1 川内川右岸に知事が建設した標柱の位置 基点イ むつ市川内町銀杏平 67 川内川左岸に知事が建設した標柱の位置</td> <td>4月1日から5月10日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわな、やまめ</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>尾数制限</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日あたりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>尾数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、うぐい</td> <td>50尾</td> </tr> <tr> <td>いわな</td> <td>30尾</td> </tr> </tbody> </table>	漁具、漁法	規模	手釣、竿釣	1ヶ統	投網	1ヶ統、網の目合1辺30ミリメートル以上	魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から9月30日まで	いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで	うぐい	1月1日から12月31日まで	区域	期間	保護水面の区域	1月1日から12月31日まで	むつ市川内町獅子畑 15-1 地先（右岸）及びむつ市川内町新田 302-4 地先（左岸）に設置されている農業用頭首工下流端から下流の基点アと基点イとを結ぶ線に至る間の川内川の区域 基点ア むつ市川内町平中 81-1 川内川右岸に知事が建設した標柱の位置 基点イ むつ市川内町銀杏平 67 川内川左岸に知事が建設した標柱の位置	4月1日から5月10日まで	魚種	全長	いわな、やまめ	15センチメートル	魚種	尾数	あゆ、やまめ、うぐい	50尾	いわな	30尾	
漁具、漁法	規模																															
手釣、竿釣	1ヶ統																															
投網	1ヶ統、網の目合1辺30ミリメートル以上																															
魚種	遊漁期間																															
あゆ	7月1日から9月30日まで																															
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで																															
うぐい	1月1日から12月31日まで																															
区域	期間																															
保護水面の区域	1月1日から12月31日まで																															
むつ市川内町獅子畑 15-1 地先（右岸）及びむつ市川内町新田 302-4 地先（左岸）に設置されている農業用頭首工下流端から下流の基点アと基点イとを結ぶ線に至る間の川内川の区域 基点ア むつ市川内町平中 81-1 川内川右岸に知事が建設した標柱の位置 基点イ むつ市川内町銀杏平 67 川内川左岸に知事が建設した標柱の位置	4月1日から5月10日まで																															
魚種	全長																															
いわな、やまめ	15センチメートル																															
魚種	尾数																															
あゆ、やまめ、うぐい	50尾																															
いわな	30尾																															
遊漁料 の額及び納付 方法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あゆ、やまめ、いわな、うぐい</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">あゆ、うぐい</td> <td rowspan="2">投網</td> <td>1日</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、50円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣	1日	400円	1年	3,000円	あゆ、うぐい	投網	1日	1,000円	1年	4,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円			
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																													
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣	1日	400円																													
		1年	3,000円																													
あゆ、うぐい	投網	1日	1,000円																													
		1年	4,000円																													
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																													
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																													
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																													

納付 方法	1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合は当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 (1)川内町内水面漁業協同組合事務所（むつ市川内町獅子畑 128 番地1） (2)大山家具店（むつ市川内町川内 315 番地）
	2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。
遊漁承認証に関する事項	1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。
遊漁に際し守るべき事項	1 游場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 川底をかくはんしてはならない。 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
漁場監視員に関する事項	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に際し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行日	令和5年9月1日

項目	内容																												
漁業権者の名 称及び住所	名称 風間浦漁業協同組合 住所 下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂 127																												
認可年月日	令和5年9月1日																												
漁業権の免許番号	内共第24号																												
遊漁に ついて の 制 限 事 項	<p>漁具漁法の制限</p> <p>1 竿釣、たも網以外の漁具漁法で遊漁してはならない。 2 たも網は網口径 30 センチメートル以下のものに限る。</p> <p>遊漁期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から11月30日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな、やまめ</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>禁止区域及び期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目滝川河口から風間浦村大字易国間字小倉畠 17 番地 77 号地先の砂防堰堤下流端までの区域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>10 センチメートル</td> </tr> <tr> <td>いわな、やまめ</td> <td>15 センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から11月30日まで	いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで	区域	期間	目滝川河口から風間浦村大字易国間字小倉畠 17 番地 77 号地先の砂防堰堤下流端までの区域	1月1日から12月31日まで	魚種	全長	あゆ	10 センチメートル	いわな、やまめ	15 センチメートル												
魚種	遊漁期間																												
あゆ	7月1日から11月30日まで																												
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで																												
区域	期間																												
目滝川河口から風間浦村大字易国間字小倉畠 17 番地 77 号地先の砂防堰堤下流端までの区域	1月1日から12月31日まで																												
魚種	全長																												
あゆ	10 センチメートル																												
いわな、やまめ	15 センチメートル																												
遊漁料 の額及 び納付 方法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あゆ</td> <td rowspan="2">竿釣、たも網</td> <td>1日</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">やまめ、いわな</td> <td rowspan="2">竿釣</td> <td>1日</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、50 円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 納付方法</p> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 風間浦漁業協同組合易国間支所(青森県下北郡風間浦村大字易国間字新町46)</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p> <p>4 遊漁承認証に関する事項</p> <p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p> <p>5 遊漁に際し守るべき事項</p> <p>1 游漁監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 河口から上流 5,000 メートルまでの区域において川底をかくはんしてはならない。</p>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ	竿釣、たも網	1日	400 円	1年	3,000 円	やまめ、いわな	竿釣	1日	400 円	1年	3,000 円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000 円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000 円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																										
あゆ	竿釣、たも網	1日	400 円																										
		1年	3,000 円																										
やまめ、いわな	竿釣	1日	400 円																										
		1年	3,000 円																										
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																										
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000 円																										
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000 円																										

5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
漁場監視員に関する事項
1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
違反者に対する措置に関する事項
遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日

21 内共第25号(易国間川)

項目	内容																														
漁業権者の名 称及び住所	名称 風間浦漁業協同組合 住所 下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂127																														
認可年月日	令和5年9月1日																														
漁業権の免許番号	内共第25号																														
遊 漁 に つ い て の 制 限 事 項	<p>漁具漁法の制限</p> <p>1 竿釣、たも網以外の漁具漁法で遊漁してはならない。 2 たも網は網口径30センチメートル以下のものに限る。</p> <p>遊漁期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から11月30日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな、やまめ</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>禁止区域及び期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>易国間川河口からア（風間浦村大字易国間字大川目87番地3号地内の左岸に知事が建設した標柱の位置）トイ（風間浦村大字易国間字大川目87番地1号地内の右岸に知事が建設した標柱の位置）を結ぶ線までの区域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>10センチメートル</td> </tr> <tr> <td>いわな、やまめ</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>			魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から11月30日まで	いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで	区域	期間	易国間川河口からア（風間浦村大字易国間字大川目87番地3号地内の左岸に知事が建設した標柱の位置）トイ（風間浦村大字易国間字大川目87番地1号地内の右岸に知事が建設した標柱の位置）を結ぶ線までの区域	1月1日から12月31日まで	魚種	全長	あゆ	10センチメートル	いわな、やまめ	15センチメートル												
魚種	遊漁期間																														
あゆ	7月1日から11月30日まで																														
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで																														
区域	期間																														
易国間川河口からア（風間浦村大字易国間字大川目87番地3号地内の左岸に知事が建設した標柱の位置）トイ（風間浦村大字易国間字大川目87番地1号地内の右岸に知事が建設した標柱の位置）を結ぶ線までの区域	1月1日から12月31日まで																														
魚種	全長																														
あゆ	10センチメートル																														
いわな、やまめ	15センチメートル																														
遊 漁 料 の 額 及 び 納 付 方 法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あゆ</td> <td rowspan="2">竿釣、たも網</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">やまめ、いわな</td> <td rowspan="2">竿釣</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、50円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（菖蒲のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます（菖蒲のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>納付方法</p> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 風間浦漁業協同組合易国間支所（青森県下北郡風間浦村大字易国間字新町46） 2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p>			魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ	竿釣、たも網	1日	400円	1年	3,000円	やまめ、いわな	竿釣	1日	400円	1年	3,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（菖蒲のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます（菖蒲のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																												
あゆ	竿釣、たも網	1日	400円																												
		1年	3,000円																												
やまめ、いわな	竿釣	1日	400円																												
		1年	3,000円																												
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																												
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（菖蒲のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																												
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます（菖蒲のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																												
遊漁承認証に関する事項	<p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p>																														
遊漁に際し守るべき事項	<p>1 游場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしては</p>																														

	ならない。 4 河口から上流5,000メートルまでの区域において川底をかくはんしてはならない。 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
漁場監視員に関する事項	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に際し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日	令和5年9月1日

22 内共第26号(大畠川)

項目	内容																																										
漁業権者の名 称及び住所	大畠町漁業協同組合 むつ市大畠町湊村191																																										
認可年月日	令和5年9月1日																																										
漁業権の免許番号	内共第26号																																										
遊 漁 に つ い て の 制 限 事 項	<p>漁具漁法の制限</p> <p>手釣、竿釣以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。</p> <p>遊漁期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から翌年2月末日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな、やまめ</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>うぐい</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>禁止区域及び期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大畠川上大畠橋から松ノ木橋までの区域</td> <td>4月1日から6月30日まで</td> </tr> <tr> <td>大畠川赤竜上流の本支流</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわな、やまめ</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>遊漁料の額及び納付方法</p> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、いわな、やまめ、うぐい</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>渓流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>納付方法</p> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <p>次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大畠町漁業協同組合(大畠町湊村) (2) 大畠内釣具店(大畠町本村町内) (3) 畑中商店(大畠町小目名) (4) 木谷釣具店(むつ市内) <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <p>青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p> <p>遊漁承認証に関する事項</p> <p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。</p> <p>2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。</p> <p>3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p> <p>遊漁に際し守るべき事項</p> <p>1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>4 川底をかくはんしてはならない。</p> <p>5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。</p>	魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から翌年2月末日まで	いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで	うぐい	1月1日から12月31日まで	区域	期間	大畠川上大畠橋から松ノ木橋までの区域	4月1日から6月30日まで	大畠川赤竜上流の本支流	1月1日から12月31日まで	魚種	全長	いわな、やまめ	15センチメートル	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、いわな、やまめ、うぐい	手釣、竿釣	1日	400円			1年	3,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	遊漁期間																																										
あゆ	7月1日から翌年2月末日まで																																										
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで																																										
うぐい	1月1日から12月31日まで																																										
区域	期間																																										
大畠川上大畠橋から松ノ木橋までの区域	4月1日から6月30日まで																																										
大畠川赤竜上流の本支流	1月1日から12月31日まで																																										
魚種	全長																																										
いわな、やまめ	15センチメートル																																										
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																																								
あゆ、いわな、やまめ、うぐい	手釣、竿釣	1日	400円																																								
		1年	3,000円																																								
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																																								
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																																								
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																																								

6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
漁場監視員に関する事項
1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行なうことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
違反者に対する措置に関する事項
遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日
令和5年9月1日

23 内共第27号(野牛川)

項目	内容																																
漁業権者の名 称及び住所	名称 野牛漁業協同組合 住所 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平251																																
認可年月日	令和5年9月1日																																
漁業権の免許番号	内共第27号																																
遊 漁 に つ い て の 制 限 事 項	<p>漁具漁法の制限 手釣・竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。</p> <p>遊漁期間 1月1日から12月31日まで</p> <p>禁止区域及び期間 次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野牛川護岸工事終了点より上流の野牛川本流</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>野牛川河口から野牛川橋までの区域</td> <td>10月1日から翌年4月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>20センチメートル</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>40センチメートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>1日 1年</td> <td>400円 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、50円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 野牛漁業協同組合(下北郡東通村大字野牛字釜ノ平251)</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p> <p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p> <p>1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 次の区域において川底をかくはんしてはならない。 野牛川護岸工事終了点より上流の野牛川本流 野牛川河口から野牛川橋までの区域 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のため行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p> <p>1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>	区域	期間	野牛川護岸工事終了点より上流の野牛川本流	1月1日から12月31日まで	野牛川河口から野牛川橋までの区域	10月1日から翌年4月30日まで	魚種	全長	こい	20センチメートル	うなぎ	40センチメートル	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	こい、うなぎ	手釣、竿釣	1日 1年	400円 3,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
区域	期間																																
野牛川護岸工事終了点より上流の野牛川本流	1月1日から12月31日まで																																
野牛川河口から野牛川橋までの区域	10月1日から翌年4月30日まで																																
魚種	全長																																
こい	20センチメートル																																
うなぎ	40センチメートル																																
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																														
こい、うなぎ	手釣、竿釣	1日 1年	400円 3,000円																														
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																														
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																														
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																														

違反者に対する措置に 関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わな い。
施行の日	令和5年9月1日

24 内共第28号(大沼)

項目	内容																														
漁業権者の名 称及び住所	猿ヶ森漁業協同組合 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中34																														
認可年月日	令和5年9月1日																														
漁業権の免許番号	内共第28号																														
遊 漁 に つ い て の 制 限 事 項	<p>漁具漁法の制限 手釣、竿釣、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。</p> <p>遊漁期間 次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい、うなぎ、えび</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>4月21日から6月20日まで 9月1日から翌年3月15日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>20センチメートル</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>40センチメートル</td> </tr> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>3センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>			魚種	遊漁期間	こい、うなぎ、えび	1月1日から12月31日まで	わかさぎ	4月21日から6月20日まで 9月1日から翌年3月15日まで	魚種	全長	こい	20センチメートル	うなぎ	40センチメートル	わかさぎ	3センチメートル														
魚種	遊漁期間																														
こい、うなぎ、えび	1月1日から12月31日まで																														
わかさぎ	4月21日から6月20日まで 9月1日から翌年3月15日まで																														
魚種	全長																														
こい	20センチメートル																														
うなぎ	40センチメートル																														
わかさぎ	3センチメートル																														
遊 漁 料 の 額 及 び 納 付 方 法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">こい、うなぎ、わかさぎ</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣、たも網</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">えび</td> <td rowspan="2">たも網</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、未就学の幼児のときは無料、小中学生又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 猿ヶ森漁業協同組合(下北郡東通村大字猿ヶ森字村中34番地)</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p> <p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p> <p>1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 産卵場として組合が指定する区域において沼底をかくはんしてはならない。 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p> <p>1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>			魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	こい、うなぎ、わかさぎ	手釣、竿釣、たも網	1日	400円	1年	3,000円	えび	たも網	1日	400円	1年	3,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																												
こい、うなぎ、わかさぎ	手釣、竿釣、たも網	1日	400円																												
		1年	3,000円																												
えび	たも網	1日	400円																												
		1年	3,000円																												
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																												
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																												
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																												

違反者に対する措置に 関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わ ない。
施行の日	令和5年9月1日

項目	内容																												
漁業権者の名稱及び住所	名称 猿ヶ森漁業協同組合 住所 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中34																												
認可年月日	令和5年9月1日																												
漁業権の免許番号	内共第29号																												
遊漁に付いての制限事項	<p>漁具漁法の制限 手釣、竿釣、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。</p> <p>遊漁期間 次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい、うなぎ、えび</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>4月21日から6月20日まで 9月1日から翌年3月15日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>20センチメートル</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>40センチメートル</td> </tr> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>3センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁期間	こい、うなぎ、えび	1月1日から12月31日まで	わかさぎ	4月21日から6月20日まで 9月1日から翌年3月15日まで	魚種	全長	こい	20センチメートル	うなぎ	40センチメートル	わかさぎ	3センチメートル														
魚種	遊漁期間																												
こい、うなぎ、えび	1月1日から12月31日まで																												
わかさぎ	4月21日から6月20日まで 9月1日から翌年3月15日まで																												
魚種	全長																												
こい	20センチメートル																												
うなぎ	40センチメートル																												
わかさぎ	3センチメートル																												
遊漁料の額及び納付方法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">こい、うなぎ、わかさぎ</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣、たも網</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">えび</td> <td rowspan="2">たも網</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、未就学の幼児のときは無料、小中学生又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 猿ヶ森漁業協同組合(下北郡東通村大字猿ヶ森字村中34番地)</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p> <p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p> <p>1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 産卵場として組合が指定する区域において沼底をかくはんしてはならない。 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p> <p>1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	こい、うなぎ、わかさぎ	手釣、竿釣、たも網	1日	400円	1年	3,000円	えび	たも網	1日	400円	1年	3,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																										
こい、うなぎ、わかさぎ	手釣、竿釣、たも網	1日	400円																										
		1年	3,000円																										
えび	たも網	1日	400円																										
		1年	3,000円																										
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																										
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																										
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																										

違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日	令和5年9月1日

26 内共第30号(小老部川)

項目	内容																								
漁業権者の名稱及び住所	老部川内水面漁業協同組合 下北郡東通村大字白糠字老部59-2																								
認可年月日	令和5年9月1日																								
漁業権の免許番号	内共第30号																								
遊漁に付随する制限事項	<p>漁具漁法の制限</p> <p>手釣及び竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。 まき餌を使用してはならない。</p> <p>遊漁期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな、うぐい</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>遊漁の時間は、日の出から日没までとする。</p> <p>禁止区域及び期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>むつ東通線滝の沢橋上流端より上流270m(堰堤)までの区域</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>国道338号新小老部橋上流端より河口までの区域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>15センチメートル</td> </tr> <tr> <td>うぐい</td> <td>10センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から9月30日まで	やまめ、いわな、うぐい	4月1日から9月30日まで	区域	期間	むつ東通線滝の沢橋上流端より上流270m(堰堤)までの区域	4月1日から9月30日まで	国道338号新小老部橋上流端より河口までの区域	1月1日から12月31日まで	魚種	全長	やまめ、いわな	15センチメートル	うぐい	10センチメートル						
魚種	遊漁期間																								
あゆ	7月1日から9月30日まで																								
やまめ、いわな、うぐい	4月1日から9月30日まで																								
区域	期間																								
むつ東通線滝の沢橋上流端より上流270m(堰堤)までの区域	4月1日から9月30日まで																								
国道338号新小老部橋上流端より河口までの区域	1月1日から12月31日まで																								
魚種	全長																								
やまめ、いわな	15センチメートル																								
うぐい	10センチメートル																								
遊漁料の額及び納付方法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな、うぐい</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1年</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、20円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <p>次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 老部川内水面漁業協同組合(下北郡東通村大字白糠字老部59-2) ファミリーマート東通店(下北郡東通村大字白糠字垣間20-4) 小川商店(下北郡東通村大字白糠字前田9-9) <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <p>青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣	1日	400円			1年	1,500円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																						
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣	1日	400円																						
		1年	1,500円																						
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																						
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																						
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																						
遊漁承認証に関する事項	<p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。</p> <p>2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。</p> <p>3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p>																								
遊漁に際し守るべき事項	<p>1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>4 産卵場として組合が指定する区域内において、川底をかくはんしてはならない。</p>																								

	<p>5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。</p> <p>6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p>
漁場監視員に関する事項	<p>1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行うことができる。</p> <p>2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日	令和5年9月1日

27 内共第31号(老部川(東通村))

項目	内容																																																									
漁業権者の名 称及び住所	老部川内水面漁業協同組合 下北郡東通村大字白糠字老部59-2																																																									
認可年月日	令和5年9月1日																																																									
漁業権の免許番号	内共第31号																																																									
遊漁に ついて の 制 限 事 項	<p>漁具漁法の制限</p> <p>手釣及び竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。 まき餌を使用してはならない。</p> <p>遊漁期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな、うぐい</td> <td>5月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>遊漁の時間は、日の出から日没までとする。</p> <p>禁止区域及び期間</p> <p>次の表のイ欄に掲げる魚種について、ア欄に掲げる区域内において、ウ欄に掲げる期間は遊漁してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア魚種</th> <th>イ区域</th> <th>ウ期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>保護水面の区域</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ</td> <td>東通村大字白糠字銅屋 25 番地地内李沢右岸及び左岸に設置した標柱を結ぶ線(保護水面の下流端)から下流の東通村大字白糠字家の上 72 番地地内老部川右岸及び東通村大字白糠字銅屋 23 番地 5 地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線までの間の李沢及び老部川の区域。ただし、李沢との合流点より上流の老部川を除く。</td> <td>5月1日から 5月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな</td> <td>東通村大字白糠字家の上 72 番地地内老部川右岸及び東通村大字白糠字銅屋 23 番地 5 地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線から下流の老部橋上流端までの間の老部川の区域</td> <td>5月1日から 9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>うぐい</td> <td>老部橋上流端から河口までの間の区域</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ</td> <td>老部川のうち、老部橋上流端から上流の次に掲げる基点アと基点イを結ぶ線に至る間の老部川の水面、基点アと基点イを結ぶ線から上流の昭和46年度完成の老部川えん堤の下流端に至る間の老部川の本支流の水面、中ノ又沢との合流点から上流の北ノ又沢の本支流の水面及び基点ウと基点エを結ぶ線から上流の李沢の本支流の水面 基点ア 下北郡東通村大字白糠字銅屋 25 番地地内李沢右岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置 基点イ 下北郡東通村大字白糠字銅屋 25 番地地内李沢左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置 基点ウ 下北郡東通村大字白糠字銅屋 7 番地地内中ノ又沢右岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置 基点エ 下北郡東通村大字白糠字銅屋 25 番地地内中ノ又沢左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>全長制限</td><td colspan="3">次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</td></tr> <tr> <td></td><td>魚種</td><td>全長</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>やまめ、いわな</td><td>15センチメートル</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>うぐい</td><td>10センチメートル</td><td></td></tr> <tr> <td>遊漁料 の額及 び納付 方法</td><td>遊漁料</td><td colspan="3"> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな、うぐい</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1年</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の児童のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、20円を加算した額とする。</p> </td></tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から9月30日まで	やまめ、いわな、うぐい	5月1日から9月30日まで	ア魚種	イ区域	ウ期間	あゆ	保護水面の区域	1月1日から 12月31日まで	やまめ	東通村大字白糠字銅屋 25 番地地内李沢右岸及び左岸に設置した標柱を結ぶ線(保護水面の下流端)から下流の東通村大字白糠字家の上 72 番地地内老部川右岸及び東通村大字白糠字銅屋 23 番地 5 地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線までの間の李沢及び老部川の区域。ただし、李沢との合流点より上流の老部川を除く。	5月1日から 5月31日まで	いわな	東通村大字白糠字家の上 72 番地地内老部川右岸及び東通村大字白糠字銅屋 23 番地 5 地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線から下流の老部橋上流端までの間の老部川の区域	5月1日から 9月30日まで	うぐい	老部橋上流端から河口までの間の区域	1月1日から 12月31日まで	やまめ	老部川のうち、老部橋上流端から上流の次に掲げる基点アと基点イを結ぶ線に至る間の老部川の水面、基点アと基点イを結ぶ線から上流の昭和46年度完成の老部川えん堤の下流端に至る間の老部川の本支流の水面、中ノ又沢との合流点から上流の北ノ又沢の本支流の水面及び基点ウと基点エを結ぶ線から上流の李沢の本支流の水面 基点ア 下北郡東通村大字白糠字銅屋 25 番地地内李沢右岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置 基点イ 下北郡東通村大字白糠字銅屋 25 番地地内李沢左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置 基点ウ 下北郡東通村大字白糠字銅屋 7 番地地内中ノ又沢右岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置 基点エ 下北郡東通村大字白糠字銅屋 25 番地地内中ノ又沢左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	1月1日から 12月31日まで	全長制限	次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。				魚種	全長			やまめ、いわな	15センチメートル			うぐい	10センチメートル		遊漁料 の額及 び納付 方法	遊漁料	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな、うぐい</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1年</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の児童のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、20円を加算した額とする。</p>			魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣	1日	400円			1年	1,500円
魚種	遊漁期間																																																									
あゆ	7月1日から9月30日まで																																																									
やまめ、いわな、うぐい	5月1日から9月30日まで																																																									
ア魚種	イ区域	ウ期間																																																								
あゆ	保護水面の区域	1月1日から 12月31日まで																																																								
やまめ	東通村大字白糠字銅屋 25 番地地内李沢右岸及び左岸に設置した標柱を結ぶ線(保護水面の下流端)から下流の東通村大字白糠字家の上 72 番地地内老部川右岸及び東通村大字白糠字銅屋 23 番地 5 地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線までの間の李沢及び老部川の区域。ただし、李沢との合流点より上流の老部川を除く。	5月1日から 5月31日まで																																																								
いわな	東通村大字白糠字家の上 72 番地地内老部川右岸及び東通村大字白糠字銅屋 23 番地 5 地内老部川左岸に設置した標柱を結ぶ線から下流の老部橋上流端までの間の老部川の区域	5月1日から 9月30日まで																																																								
うぐい	老部橋上流端から河口までの間の区域	1月1日から 12月31日まで																																																								
やまめ	老部川のうち、老部橋上流端から上流の次に掲げる基点アと基点イを結ぶ線に至る間の老部川の水面、基点アと基点イを結ぶ線から上流の昭和46年度完成の老部川えん堤の下流端に至る間の老部川の本支流の水面、中ノ又沢との合流点から上流の北ノ又沢の本支流の水面及び基点ウと基点エを結ぶ線から上流の李沢の本支流の水面 基点ア 下北郡東通村大字白糠字銅屋 25 番地地内李沢右岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置 基点イ 下北郡東通村大字白糠字銅屋 25 番地地内李沢左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置 基点ウ 下北郡東通村大字白糠字銅屋 7 番地地内中ノ又沢右岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置 基点エ 下北郡東通村大字白糠字銅屋 25 番地地内中ノ又沢左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	1月1日から 12月31日まで																																																								
全長制限	次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。																																																									
	魚種	全長																																																								
	やまめ、いわな	15センチメートル																																																								
	うぐい	10センチメートル																																																								
遊漁料 の額及 び納付 方法	遊漁料	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな、うぐい</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1年</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の児童のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、20円を加算した額とする。</p>			魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣	1日	400円			1年	1,500円																																										
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																																																							
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣	1日	400円																																																							
		1年	1,500円																																																							

		2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合	
	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法
	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣
	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣
1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合			
次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。			
(1)老部川内水面漁業協同組合(下北郡東通村大字白糠字老部59-2)			
(2)ファミリーマート東通店(下北郡東通村大字白糠字垣間20-4)			
(3)小川商店(下北郡東通村大字白糠字前田9-9)			
2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合			
青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。			
遊漁承認証に関する事項			
1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。			
遊漁に際し守るべき事項			
1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 産卵場として組合が指定する区域内において、川底をかくはんしてはならない。 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。			
漁場監視員に関する事項			
1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。			
違反者に対する措置に関する事項			
遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。			
施行の日			令和5年9月1日

項目		内容																					
漁業権者の名 称及び住所	名称 住所	六ヶ所村海水漁業協同組合 上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附1249																					
認可年月日		令和5年9月1日																					
漁業権の免許番号		内共第32号																					
遊 漁 に つ い て の 制 限 事 項	漁具漁法の制限	手釣、竿釣以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。																					
	遊漁期間	次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁期間	やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで																	
魚種	遊漁期間																						
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで																						
	禁止区域及び期間	次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河口より老部川橋上流端までの区域</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区域	期間	河口より老部川橋上流端までの区域	1月1日から12月31日まで																	
区域	期間																						
河口より老部川橋上流端までの区域	1月1日から12月31日まで																						
	全長制限	次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	全長	やまめ、いわな	15センチメートル																	
魚種	全長																						
やまめ、いわな	15センチメートル																						
	遊漁料 の額及 び納付 方法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>1日 1年</td> <td>400円 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、50円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(菖蒲のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(菖蒲のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日 1年	400円 3,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(菖蒲のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(菖蒲のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円	
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																				
やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日 1年	400円 3,000円																				
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																				
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(菖蒲のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																				
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(菖蒲のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																				
	納付 方法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <p>次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>六ヶ所村海水漁業協同組合事務所(青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附1249)</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <p>青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p>																					
遊漁承認証に関する事項		<p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。</p> <p>2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。</p> <p>3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p>																					
遊漁に際し守るべき事項		<p>1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>4 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。</p> <p>5 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p>																					
漁場監視員に関する事項		<p>1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。</p> <p>2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>																					
違反者に対する措置に関する事項		遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。																					

施行の日	令和5年9月1日
------	----------

29 内共第34号(高瀬川、市柳沼、田面木沼)

項目	内容																					
漁業権者の名 称及び住所	名称	六ヶ所村漁業協同組合 住所 上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下15-1																				
認可年月日	令和5年9月1日																					
漁業権の免許番号	内共第34号																					
遊漁に つ い て の 制 限 事 項	漁具漁法の制限	手釣、竿釣、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。 たも網は本目22節以上の網目で口径1メートル以内の規模のものに限る。 まき餌を使用してはならない。																				
	遊漁期間	次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>4月21日から6月20日まで 9月1日から翌年3月15日まで</td> </tr> <tr> <td>こい、ふな</td> <td>4月21日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>6月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁期間	わかさぎ	4月21日から6月20日まで 9月1日から翌年3月15日まで	こい、ふな	4月21日から12月31日まで	うなぎ	6月1日から9月30日まで												
魚種	遊漁期間																					
わかさぎ	4月21日から6月20日まで 9月1日から翌年3月15日まで																					
こい、ふな	4月21日から12月31日まで																					
うなぎ	6月1日から9月30日まで																					
	禁止区域及び期間	次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田面木沼</td> <td>上流部の平沼川河口中央から半径500m以内の区域 1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>市柳沼</td> <td>上流部の石渡川河口中央から半径500m以内の区域 1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>高瀬川</td> <td>河口から上流へ700mまでの間の区域 竿釣以外の漁具、漁法 1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区域	期間	田面木沼	上流部の平沼川河口中央から半径500m以内の区域 1月1日から12月31日まで	市柳沼	上流部の石渡川河口中央から半径500m以内の区域 1月1日から12月31日まで	高瀬川	河口から上流へ700mまでの間の区域 竿釣以外の漁具、漁法 1月1日から12月31日まで												
区域	期間																					
田面木沼	上流部の平沼川河口中央から半径500m以内の区域 1月1日から12月31日まで																					
市柳沼	上流部の石渡川河口中央から半径500m以内の区域 1月1日から12月31日まで																					
高瀬川	河口から上流へ700mまでの間の区域 竿釣以外の漁具、漁法 1月1日から12月31日まで																					
	全長制限	次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>20センチメートル</td> </tr> <tr> <td>ふな</td> <td>15センチメートル</td> </tr> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>3センチメートル</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>40センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	全長	こい	20センチメートル	ふな	15センチメートル	わかさぎ	3センチメートル	うなぎ	40センチメートル										
魚種	全長																					
こい	20センチメートル																					
ふな	15センチメートル																					
わかさぎ	3センチメートル																					
うなぎ	40センチメートル																					
	遊漁料 の額及び納付方法	1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい、ふな、わかさぎ、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣、たも網</td> <td>1日 1年</td> <td>500円 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、100円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 六ヶ所村漁業協同組合事務所(上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下15-1)</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p>	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	こい、ふな、わかさぎ、うなぎ	手釣、竿釣、たも網	1日 1年	500円 3,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																			
こい、ふな、わかさぎ、うなぎ	手釣、竿釣、たも網	1日 1年	500円 3,000円																			
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																			
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																			
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																			
遊漁承認証に関する事項		1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。																				

3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。	
1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。	
2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。	
3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。	
4 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。	
5 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。	
1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行うことができる。	
2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。	
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日	令和5年9月1日

30 内共第36号(小川原湖、内沼、姉沼、花切川、砂土路川、七戸川)

項目	内容																				
漁業権者の名 称及び住所	名称 小川原湖漁業協同組合 住所 上北郡東北町旭北4丁目31-662																				
認可年月日	令和5年9月1日																				
漁業権の免許番号	内共第36号																				
遊漁	漁具漁法の制限 手釣、竿釣、たも網の漁具・漁法以外で遊漁してはならない。 たも網は口径1メートル以内の規模のものに限る。																				
についての制限事項	遊漁期間 次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>4月21日から6月20日まで 9月1日から翌年3月15日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>こい、ふな、うぐい、うなぎ、えび</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	遊漁期間	わかさぎ	4月21日から6月20日まで 9月1日から翌年3月15日まで	やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで	こい、ふな、うぐい、うなぎ、えび	1月1日から12月31日まで												
魚種	遊漁期間																				
わかさぎ	4月21日から6月20日まで 9月1日から翌年3月15日まで																				
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで																				
こい、ふな、うぐい、うなぎ、えび	1月1日から12月31日まで																				
禁止区域及び期間	次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる区域内において、ウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア魚種</th> <th>イ区域</th> <th>ウ期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>七戸川</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	ア魚種	イ区域	ウ期間	わかさぎ	七戸川	1月1日から12月31日まで														
ア魚種	イ区域	ウ期間																			
わかさぎ	七戸川	1月1日から12月31日まで																			
全長制限	次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>20センチメートル</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>40センチメートル</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	全長	こい	20センチメートル	うなぎ	40センチメートル	やまめ、いわな	15センチメートル												
魚種	全長																				
こい	20センチメートル																				
うなぎ	40センチメートル																				
やまめ、いわな	15センチメートル																				
遊漁料 の額及び納付方法	1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わかさぎ、こい、ふな、うぐい、 うなぎ、えび、いわな、やまめ</td> <td>手釣、竿釣、たも網</td> <td>1日 1年</td> <td>300円 2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付する場合は50円を加算した額とする。</p> 2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます (葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> 納付方法 1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 小川原湖漁業協同組合(東北町旭北4丁目31-662) 2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	わかさぎ、こい、ふな、うぐい、 うなぎ、えび、いわな、やまめ	手釣、竿釣、たも網	1日 1年	300円 2,500円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます (葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																		
わかさぎ、こい、ふな、うぐい、 うなぎ、えび、いわな、やまめ	手釣、竿釣、たも網	1日 1年	300円 2,500円																		
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																		
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																		
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます (葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																		
遊漁承認証に関する事項	1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。																				
遊漁に際し守るべき事項	1 游場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。																				

	4姉戸川河口両岸100メートルの区域における川底をかくはんしてはならない。 5ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
漁場監視員に関する事項	1漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行うことができる。 2漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行日	令和5年9月1日

31 内共第37号(奥入瀬川)

項目	内容																																		
漁業権者の名稱及び住所	名称 奥入瀬川漁業協同組合 住所 十和田市天字奥瀬字中平70-3																																		
認可年月日	令和5年9月1日																																		
漁業権の免許番号	内共第37号																																		
遊漁についての制限事項	<p>漁具漁法の制限</p> <p>手釣、竿釣、たも網及び四ッ手網以外の漁具・漁法で遊漁してはならない。 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならぬ。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁具・漁法</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たも網</td> <td>口径1m未満、網目1.5cm以上</td> </tr> <tr> <td>四ッ手網</td> <td>縦1m未満横1.5m未満のもの、網目1.5cm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>まき餌を使用してはならない。</p> <p>遊漁期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から翌年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな、うぐい、にじます、うなぎ</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>こい</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さくらます</td> <td>6月1日から7月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>禁止区域及び期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる区域においては周年遊漁してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ</td> <td>河口より上流1,000m(開運橋上流端まで)の区域 立石発電所より上流100m、下流200mの区域 奥入瀬川支流通称篠田地川のうち奥入瀬川合流点から上流1,200m上川原取水口までの区域 鮭築場設置場所より上流250m、御幸橋より下流60m藤坂頭首工までの区域</td> </tr> <tr> <td>さくらます</td> <td>河口より上流1,000m(開運橋上流端まで)の区域 大堀橋下流端より上流の奥入瀬川本支流 鮭築場設置場所より上流250m、御幸橋より下流60m藤坂頭首工までの区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな、こい、うぐい、にじます、さくらます</td> <td>15センチメートル</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>40センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>			漁具・漁法	規模	たも網	口径1m未満、網目1.5cm以上	四ッ手網	縦1m未満横1.5m未満のもの、網目1.5cm以上	魚種	遊漁期間	あゆ	7月1日から翌年3月31日まで	やまめ、いわな、うぐい、にじます、うなぎ	4月1日から9月30日まで	こい	1月1日から12月31日まで	さくらます	6月1日から7月31日まで	魚種	区域	あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ	河口より上流1,000m(開運橋上流端まで)の区域 立石発電所より上流100m、下流200mの区域 奥入瀬川支流通称篠田地川のうち奥入瀬川合流点から上流1,200m上川原取水口までの区域 鮭築場設置場所より上流250m、御幸橋より下流60m藤坂頭首工までの区域	さくらます	河口より上流1,000m(開運橋上流端まで)の区域 大堀橋下流端より上流の奥入瀬川本支流 鮭築場設置場所より上流250m、御幸橋より下流60m藤坂頭首工までの区域	魚種	全長	あゆ、やまめ、いわな、こい、うぐい、にじます、さくらます	15センチメートル	うなぎ	40センチメートル				
漁具・漁法	規模																																		
たも網	口径1m未満、網目1.5cm以上																																		
四ッ手網	縦1m未満横1.5m未満のもの、網目1.5cm以上																																		
魚種	遊漁期間																																		
あゆ	7月1日から翌年3月31日まで																																		
やまめ、いわな、うぐい、にじます、うなぎ	4月1日から9月30日まで																																		
こい	1月1日から12月31日まで																																		
さくらます	6月1日から7月31日まで																																		
魚種	区域																																		
あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ	河口より上流1,000m(開運橋上流端まで)の区域 立石発電所より上流100m、下流200mの区域 奥入瀬川支流通称篠田地川のうち奥入瀬川合流点から上流1,200m上川原取水口までの区域 鮭築場設置場所より上流250m、御幸橋より下流60m藤坂頭首工までの区域																																		
さくらます	河口より上流1,000m(開運橋上流端まで)の区域 大堀橋下流端より上流の奥入瀬川本支流 鮭築場設置場所より上流250m、御幸橋より下流60m藤坂頭首工までの区域																																		
魚種	全長																																		
あゆ、やまめ、いわな、こい、うぐい、にじます、さくらます	15センチメートル																																		
うなぎ	40センチメートル																																		
遊漁料の額及び納付方法	<p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣、たも網、四ッ手網</td> <td>1日</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ、さくらます</td> <td>手釣、竿釣、たも網、四ッ手網</td> <td>1年</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ、さくらます</td> <td>手釣、竿釣、たも網、四ッ手網</td> <td>1日</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ、さくらます</td> <td>手釣、竿釣、たも網、四ッ手網</td> <td>1年</td> <td>12,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは、上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、200円(さくらますの場合は500円)を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>納付方法</p> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所又は漁業権者が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならぬ</p>			魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ	手釣、竿釣、たも網、四ッ手網	1日	1,000円	あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ、さくらます	手釣、竿釣、たも網、四ッ手網	1年	6,000円	あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ、さくらます	手釣、竿釣、たも網、四ッ手網	1日	3,000円	あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ、さくらます	手釣、竿釣、たも網、四ッ手網	1年	12,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																																
あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ	手釣、竿釣、たも網、四ッ手網	1日	1,000円																																
あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ、さくらます	手釣、竿釣、たも網、四ッ手網	1年	6,000円																																
あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ、さくらます	手釣、竿釣、たも網、四ッ手網	1日	3,000円																																
あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ、さくらます	手釣、竿釣、たも網、四ッ手網	1年	12,000円																																
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																																
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																																
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																																

		い。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 奥入瀬川漁業協同組合事務所(十和田市天字奥瀬字中平70-3)
		2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。
	遊漁承認証に関する事項	1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。
	遊漁に際し守るべき事項	1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 次に掲げる区域において川底をかくはんしてはならない。 河口より上流1,000m(開運橋まで) 立石発電所より上流100m、下流200m 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
	漁場監視員に関する事項	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に際し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
	違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
	施行の日	令和5年9月1日

項目	内容																																
漁業権者の名 称及び住所	名称 奥入瀬川漁業協同組合 住所 十和田市大字奥瀬字中平70-3																																
認可年月日	令和5年9月1日																																
漁業権の免許番号	内共第38号																																
遊 漁 に つ い て の 制 限 事 項	<p>漁具漁法の制限 手釣、竿釣以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。</p> <p>遊漁期間 次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひめます</td> <td>5月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>禁止区域及び期間 次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳴沼全域</td> <td>9月1日から10月10日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひめます</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>遊漁料の額及び納付方法</p> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひめます</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>1日 1年</td> <td>400円 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは、上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、100円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>納付方法</p> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <p>次に掲げる場所又は漁業権者が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>奥入瀬川漁業協同組合事務所(十和田市大字奥瀬字中平70-3)</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <p>青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p> <p>遊漁承認証に関する事項</p> <p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p> <p>遊漁に際し守るべき事項</p> <p>1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 鳴沼の全湖底をかくはんしてはならない。 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のため行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p> <p>漁場監視員に関する事項</p> <p>1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p> <p>違反者に対する措置に 遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わぬ</p>	魚種	遊漁期間	ひめます	5月1日から12月31日まで	区域	期間	鳴沼全域	9月1日から10月10日まで	魚種	全長	ひめます	15センチメートル	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	ひめます	手釣、竿釣	1日 1年	400円 3,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	遊漁期間																																
ひめます	5月1日から12月31日まで																																
区域	期間																																
鳴沼全域	9月1日から10月10日まで																																
魚種	全長																																
ひめます	15センチメートル																																
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																														
ひめます	手釣、竿釣	1日 1年	400円 3,000円																														
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																														
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																														
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																														

関する事項	い。
施行の日	令和5年9月1日

項目		内容								
漁業権者の名 称及び住所	名称 住所	三戸漁業協同組合 三戸郡三戸町大字同心町字金堀 17-4								
認可年月日	令和5年9月1日									
漁業権の免許番号	内共第39号									
遊漁期間	漁具漁法の制限	手釣、竿釣、持網又は投網以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。								
についての制限事項	遊漁期間	次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。								
		魚種	遊漁期間							
		いわな、やまめ、うなぎ	4月1日から9月30日まで							
		あゆ	7月1日から10月31日まで							
		こい、うぐい	1月1日から12月31日まで							
		さくらます	6月1日から7月31日まで							
遊漁料の額及び納付方法	遊漁料	全長制限								
		次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。								
		魚種	全長							
		こい、いわな、やまめ、さくらます	15センチメートル							
		うなぎ	40センチメートル							
		魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料					
遊漁料の額及び納付方法	遊漁料	あゆ	手釣、竿釣	1日	1,000円					
				1年	5,000円					
		さくらます	手釣、竿釣	1年	5,000円					
		うなぎ、うぐい、やまめ、こい、いわな	手釣、竿釣	1日	500円					
				1年	3,000円					
		あゆ、うなぎ、うぐい、やまめ、こい、いわな	投網、持網	1日	1,000円					
				1年	5,000円					
遊漁に際し守るべき事項	納付方法	ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは、上表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。								
		次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。								
		(1) 三戸漁業協同組合事務所（三戸郡三戸町大字同心町字金堀 17-4）								
		(2) テルイスポーツ（三戸郡三戸町大字川守田字沖中 6-4）								
		(3) モリシンホームプラザ 2号店（三戸郡田子町大字田子字天神堂向 41-13）								
		(4) まべち釣具店（八戸市下長 8-2-38） (5) 河原釣具店（八戸市石堂 4-4-31） (6) かんぶんホームセンター（三戸郡南浦町大字大向字後横 20）								
遊漁承認証に関する事項	1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。									
	1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 5 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。									
漁場監視員に関する事項	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。									
	違反者に対する措置に関する事項									
施行の日		令和5年9月1日								

項目	内容																																																						
漁業権者の名 称及び住所	馬淵川漁業協同組合 三戸郡南部町大字下名久井台所屋敷34-3																																																						
認可年月日	令和5年9月1日																																																						
漁業権の免許番号	内共第39号																																																						
遊 漁 に つ い て の 制 限 事 項	<p>漁具漁法の制限</p> <p>手釣、竿釣、持網又は投網以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。</p> <p>遊漁期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわな、やまめ、うなぎ</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から10月31日まで</td> </tr> <tr> <td>こい、うぐい</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>さくらます</td> <td>6月1日から7月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい、いわな、やまめ、さくらます</td> <td>15センチメートル</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>40センチメートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>遊漁料</p> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あゆ</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>さくらます</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>1年</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">うなぎ、うぐい、やまめ、こい、いわな</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣</td> <td>1日</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">あゆ、うなぎ、うぐい、やまめ、こい、いわな</td> <td rowspan="2">投網、持網</td> <td>1日</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは、上表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>納付方法</p> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <p>次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 馬淵川漁業協同組合事務所(三戸郡南部町大字下名久井字台所屋敷34-3) 2) ミニストップ名川店(三戸郡南部町大字虎渡字西山3-1) <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <p>青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p> <p>遊漁承認証に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。 <p>遊漁に際し守るべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 	魚種	遊漁期間	いわな、やまめ、うなぎ	4月1日から9月30日まで	あゆ	7月1日から10月31日まで	こい、うぐい	1月1日から12月31日まで	さくらます	6月1日から7月31日まで	魚種	全長	こい、いわな、やまめ、さくらます	15センチメートル	うなぎ	40センチメートル	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ	手釣、竿釣	1日	1,000円	1年	5,000円	さくらます	手釣、竿釣	1年	5,000円	うなぎ、うぐい、やまめ、こい、いわな	手釣、竿釣	1日	500円	1年	3,000円	あゆ、うなぎ、うぐい、やまめ、こい、いわな	投網、持網	1日	1,000円	1年	5,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円
魚種	遊漁期間																																																						
いわな、やまめ、うなぎ	4月1日から9月30日まで																																																						
あゆ	7月1日から10月31日まで																																																						
こい、うぐい	1月1日から12月31日まで																																																						
さくらます	6月1日から7月31日まで																																																						
魚種	全長																																																						
こい、いわな、やまめ、さくらます	15センチメートル																																																						
うなぎ	40センチメートル																																																						
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																																																				
あゆ	手釣、竿釣	1日	1,000円																																																				
		1年	5,000円																																																				
さくらます	手釣、竿釣	1年	5,000円																																																				
うなぎ、うぐい、やまめ、こい、いわな	手釣、竿釣	1日	500円																																																				
		1年	3,000円																																																				
あゆ、うなぎ、うぐい、やまめ、こい、いわな	投網、持網	1日	1,000円																																																				
		1年	5,000円																																																				
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																																																				
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																																																				
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																																																				

5組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行なうことができる。
2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
違反者に対する措置に関する事項
遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日
令和5年9月1日

35 内共第40号(新井田川)

項目	内容																																													
漁業権者の名 称及び住所	新井田川漁業協同組合 八戸市大字十日市字赤御堂18-3	島守漁業協同組合 八戸市南郷大字島守字世増1																																												
認可年月日	令和5年9月1日																																													
漁業権の免許番号	内共第40号																																													
遊漁に ついて の制 限事 項	<p>漁具漁法の制限</p> <p>手釣、竿釣、たも網又は徒手採捕以外の漁具、漁法により遊漁してはならない。 たも網は網の口径1メートル未満かつ網目1.65センチメートル以上のものに限る。</p> <p>遊漁期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>遊漁期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい、うぐい、ふな</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>あゆ</td> <td>7月1日から10月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>禁止区域及び期間</p> <p>次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世増ダム堰堤上流200m、下流250m</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>巻の下頭首工上流60m、下流50m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長館橋下流端から上流300mの区域</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>全長制限</p> <p>次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>20センチメートル</td> </tr> <tr> <td>うぐい、ふな、あゆ、やまめ、いわな</td> <td>15センチメートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>遊漁料の額及び納付方法</p> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい、うぐい、あゆ、 やまめ、いわな、ふな</td> <td>手釣、竿釣、 たも網、徒手採捕</td> <td>1日 1年</td> <td>400円 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは、上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、手釣、竿釣、徒手採捕による遊漁の場合で、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は200円を加算した額とする。</p> <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼 のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣、竿釣</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>納付方法</p> <p>1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合</p> <p>次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣又は徒手採捕による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 新井田川漁業協同組合事務局(八戸市大字十日市字赤御堂18-3) 島守漁業協同組合(八戸市南郷大字島守字世増1) 組合が指定した発行所 <p>2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合</p> <p>青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p> <p>遊漁承認証に関する事項</p> <p>1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。</p> <p>2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。</p> <p>3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。</p> <p>遊漁に際し守るべき事項</p> <p>1 游場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしては</p>	魚種	遊漁期間	こい、うぐい、ふな	1月1日から12月31日まで	あゆ	7月1日から10月31日まで	やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで	区域	期間	世増ダム堰堤上流200m、下流250m	1月1日から12月31日まで	巻の下頭首工上流60m、下流50m		長館橋下流端から上流300mの区域		魚種	全長	こい	20センチメートル	うぐい、ふな、あゆ、やまめ、いわな	15センチメートル	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	こい、うぐい、あゆ、 やまめ、いわな、ふな	手釣、竿釣、 たも網、徒手採捕	1日 1年	400円 3,000円	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料	全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼 のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円			
魚種	遊漁期間																																													
こい、うぐい、ふな	1月1日から12月31日まで																																													
あゆ	7月1日から10月31日まで																																													
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで																																													
区域	期間																																													
世増ダム堰堤上流200m、下流250m	1月1日から12月31日まで																																													
巻の下頭首工上流60m、下流50m																																														
長館橋下流端から上流300mの区域																																														
魚種	全長																																													
こい	20センチメートル																																													
うぐい、ふな、あゆ、やまめ、いわな	15センチメートル																																													
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																																											
こい、うぐい、あゆ、 やまめ、いわな、ふな	手釣、竿釣、 たも網、徒手採捕	1日 1年	400円 3,000円																																											
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料																																											
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (萬沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円																																											
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(萬沼 のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円																																											

	ならない。 4 次に掲げる区域においては、川底をかくはんしてはならない。 世増ダム堰堤上流200m、下流250m 巻の下頭首工上流60m、下流50m 長館橋下流端から上流300mの区域 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
漁場監視員に関する事項	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關し必要な指示を行なうことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日	令和5年9月1日